

令和8年度柴田町議会9月会議会議録（第3号）

出席議員（18名）

1 番	平 間 俊 博	君	2 番	山 本 由香里	君
3 番	吉 田 謙 治	君	4 番	大 橋 武 彦	君
5 番	平 間 康 弘	君	6 番	笠 松 均	君
7 番	吉 田 清	君	8 番	小田部 峰 之	君
9 番	安 藤 義 憲	君	10 番	平 間 幸 弘	君
11 番	桜 場 政 行	君	12 番	大 坂 三 男	君
13 番	佐々木 裕 子	君	14 番	高 橋 たい子	君
15 番	広 沢 真	君	16 番	白 内 恵美子	君
17 番	吉 田 和 夫	君	18 番	平 間 奈緒美	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	石 森 靖 明	君
副 町 長	水 戸 英 義	君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 正 人	君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	藤 原 輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊 谷 英 樹	君
財 政 課 長	大 山 薫	君
税 務 課 長	渡 辺 潤	君
町 民 環 境 課 長	犬 飼 美江子	君
健 康 推 進 課 長	小 林 威 仁	君
福 祉 課 長	三 浦 英 明	君
子 ども 家 庭 課 長	天 野 敬	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮武靖洋 君
---------------------	--------

商工観光課長	吉野真佳 君
--------	--------

都市建設課長	佐藤康弘 君
--------	--------

上下水道課長	平間一行 君
--------	--------

危機管理監	太田健博 君
-------	--------

技術管理監	関隆行 君
-------	-------

教育委員会部局

教 育 長	古積裕一 君
-------	--------

教育総務課長	杉本龍司 君
--------	--------

スポーツ文化振興課長	畑山慎太郎 君
------------	---------

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議会事務局 長	鹿又博文
---------	------

次 長	伊藤純子
-----	------

副 参 事	大川原真一
-------	-------

主 事	加藤峻
-----	-----

議事日程（第3号）

令和8年9月3日（木曜日） 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

（5）大橋武彦 議員

（6）吉田和夫 議員

（7）山本由香里 議員

（8）白内恵美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（平間奈緒美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平間奈緒美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番平間幸弘君、11番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（平間奈緒美君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行いますが、特に再質問の際には前提説明等は極力最小限とし、的確かつ簡潔にご質問いただきますようお願いいたします。

4番大橋武彦君、質問席において質問してください。

〔4番 大橋武彦君 登壇〕

○4番（大橋武彦君） 4番大橋武彦です。通告に従い、一般質問を行います。

大綱1問、**新町長の町政運営の基本姿勢と、子ども・若者の声を生かすまちづくりについて。**

令和8年7月に新町長が就任し、柴田町は新たな町政のスタートを切った。人口減少、少子高齢化、財政の厳しさ、公共施設の老朽化、地域コミュニティの変化など、本町を取り巻く課題は年々複雑化している。こうした中で、新町長には、前町政で積み重ねられてきた成果や取組を受け継ぎながらも、新たな視点と行動力を生かし、町民との対話を大切にした町政運営を進めることが求められる。

また、これからの町政においては、子どもや若者の声をどのように生かしていくかも重要で

ある。子どもたちが自分の住む町に関心を持ち、地域の課題を考え、自分たちの声が町に届くと実感できることは、シュサイ者教育や、ふるさと柴田への愛着を育てる上でも大きな意義がある。

本町では、シュサイ者教育として、これまでも小学生を対象にした子ども議会、学校での総合的な学習、地域と関わる学習や活動など、子どもたちが町や地域について学ぶ取組が行われてきた。今後は、そうした取組を生かしながら、子どもや若者の声を町政につなげる仕組みをさらに充実させる必要があると考える。

そこで、次の点について伺う。

1) 新町長として、前町政から何を引き継ぎ、何を新たに進めようとしているのか。町政運営の基本姿勢を伺う。

2) 財政が厳しい中で、町民への説明責任をどのように果たし、町民との対話をどのように進めていく考えか。

3) 子どもや若者の声を今後の町政にどのように生かしていく考えか。

4) 子ども議会、学校での総合的な学習、地域と関わる学習や活動などの取組を生かし、子どもたちの声が町政につながる機会をさらに広げる考えはないか。

5) 町内3中学校の全学年、全クラスで、柴田町の未来について考え、各学校で意見をまとめ、代表生徒が町へ提案する全中学生参加型未来会議のような取組を、教育委員会や学校、関係課と連携して検討する考えはないか。

6) 子どもたちから出された意見について、町として受け止め、子どもたちや町民へ分かりやすく返していく仕組みをつくる考えはないか。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁の前に確認させていただきます。

3段落目の下から3行目、主権者教育のところをシュサイ者教育とお話ししておりましたが、主権者教育でよろしいでしょうか。同じく4段落目の最初です。こちらも主権者教育のところをシュサイ者教育とお話ししておりましたが、こちらも主権者教育で。（「はい。申し訳ございません」の声あり）

答弁を求めます。1点目から3点目まで、町長。4点目から6点目まで、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） おはようございます。

大橋議員から大綱1問、新町長の町政運営の基本姿勢と、子ども・若者の声を生かすまちづくりについてご質問いただきましたので、随時お答えをいたします。

1点目、町長として、前町政から何を引き継ぎ、何を新たに進めようとしているのか、町政運営の基本姿勢を伺うについてですが、前町長においては、シュリンキング政策を基本に据えて、人口減少のカーブを少しでもなだらかにできるよう、財源の確保に工夫を凝らしながら町政運営を進めておられました。

また、町の将来の発展を目指し、新図書館の着工、新スロープカーの更新、みんなの広場や室内子ども遊び場の整備といったにぎわい交流拠点づくりプロジェクトを進めておられました。

私はまず、限られた財源や人材を最大限に生かし、将来の全世代に健全で持続可能な行財政運営を進めることは、前町政から引き継ぐべき基本姿勢と考えております。

新たに進める施策としましては、所信表明でも申し上げましたとおり、中学校の給食費無償化、ゼロ歳から2歳児の保育料の負担軽減などを持続可能な施策として、将来的な町の財政状況を見極めながら実施してまいります。

2点目、財政が厳しい中で町民への説明の責任をどのように果たしていくか、3点目、子どもや若者の声をどう生かしていくかについては、関連がありますので一括してお答えをいたします。

町民との対話については、今後、町内全ての行政区を対象にタウンミーティングを開催し、中高生などの若者も含めた多世代にわたる町民の皆様と直接意見交換を交わす機会を設けることとしております。

タウンミーティングにおいては、私が考える今後のまちづくりに対する方向性などもご説明し、限られた財源や資源を最大限に生かすことで、町民の皆様の理解を得ながら、将来を見据えて歩むことができるように努めてまいります。

また、子どもや若者の声を町政にどのように生かすかについては、今後実施するタウンミーティングに加え、個別計画の一つである子ども計画については、アンケートの対象者を16歳から39歳とし、その回答を計画策定に反映し、子どもに関する具体的な施策の推進に生かしてまいります。

第7次柴田町総合計画の策定では、10月に開催予定の第7次柴田町総合計画策定に係るまちづくりワークショップにおいて、仙台大学の学生に参加を依頼するなど、総合計画策定に関して若者の意見を広く集める予定です。

子どもや若者の声は未来の柴田町を形づくる貴重な資産です。その声を、地域社会の将来像

や行政運営の基本方針を示す最上位の計画に反映することで、未来の担い手である若者が地域に愛着を持ち、社会参加をする意識を高められるような施策を進めてまいります。

○議長（平間奈緒美君） 次に、4点目から6点目まで、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（古積裕一君） おはようございます。

大橋議員からのご質問、4点目、子どもたちの声が町政につながる仕組みをさらに充実させる考えはないかについて、6点目、子どもたちから出された意見について、町として受け止め、子どもたちや町民へ分かりやすく返していく仕組みをつくる考えはないかについては、関連がありますので一括してお答えします。

これまで、小学6年生を対象にした子ども議会のほか、小中学生における総合的な学習の時間や地域と関わる学習活動などを通しての町や地域についての学びにおいて、自ら考え、意見を表現する機会を設けてまいりました。また、議長と副議長には、これまで中学生に対し、議会や地方自治の仕組みなどについて、主権者教育も兼ねた出前授業を行っていただいているところでございます。

これらの取組は、それぞれが独立したものではなく、発育・発達段階に応じて、子どもたちが地域社会への関心を高め、社会の一員として主体的に関わるきっかけとなる学びにつながっているものと捉えております。

また、子どもたちから出された意見や提案については、単に受け取るだけでなく、その後どのように検討されたのか、どのような考え方で対応したのかを伝えることが大切だと考えています。

例えば、子ども議会では、児童からの質問や提案に対して町が答弁を行い、町政に反映可能なものについては実際の施策に反映し、反映が難しい内容については、答弁の中で、なぜ難しいのかを丁寧に説明してまいりました。

なお、町では、子ども議会以外にも町長へのメッセージ等、日常的に町政に対する意見を受け付ける仕組みを設けております。このため、子どもたちを含め、町政に対して随時意見を発信できる体制を整えているものと考えております。

今後も、子どもたちから出された意見については、必要に応じて関係課と情報共有を行い、意見が適切に取り扱われるよう努めてまいります。

5点目、全中学生参加型未来会議のような取組を教育委員会や学校、関係課と連携して検討する考えはないかについてですが、町内の中学校では、学習指導要領に基づいて、社会科の公

民的分野や総合的な学習の時間などにおいて地域の課題について学び、自分たちにできることを考えて活動につなげる学習が既に行われているため、大橋議員提案の全中学生参加型未来会議を実施して意見を集約し、町へ提案する取組を、学校教育として実施することは考えておりません。

なお、議会においては、中学校への出前授業や柴田高校でのワールドカフェなどの取組を行っており、教育委員会、議会事務局、関係課が連携して、小学校から高校まで、それぞれの段階に応じた機会を設けているところでございますので、これらの取組を継続してまいりたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 大橋武彦君、再質問ありますか。

○4番（大橋武彦君） 町長、教育長、ご答弁ありがとうございました。

また、議会初日の町長の所信表明も聞かせていただきました。

今回私は、新町長としての町政運営の基本姿勢、そして子ども・若者の声を生かすまちづくりについて通告を出しましたが、町長の所信表明を聞いて、私が今回伺いたいことと、町長が目指そうとしている町政の方向性は、かなり重なる部分があると感じました。

今回特に町長は、今後の町政運営の基本として、「町民の皆様とともに創るまち」、「未来へ挑戦する町政」、「持続可能な町政」、この3つを挙げられました。私はこの中でも特に「町民の皆様とともに創るまち」という言葉に大きく期待しております。

そこで、ここから何点か再質問させていただきたいと思います。

町長は、所信表明の中で、町民からいただいた声を聞くだけで終わらせるのではなく、町政にどのように生かすことができるかを考え、その結果を町民に返していくことが重要と述べられました。私はこの部分が非常に大切だと思っております。町民の声を聞く、町として考える、そして町民に返す。この一往復があって、初めて町民は自分の声が町に届いていると感じられるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

町長が考える「町民の皆様とともに創るまち」とは、町民の声を聞くだけでなく、その声を町政に生かし、どう返していくかまで含めた町政運営だと受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 大橋議員おっしゃるとおり、町民の声を聞くだけでなく、その結果をしっかりと町民の皆さんに共有するところまでやって、初めて町民と共につくるまちづくりなんだろうなというふうには考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） ありがとうございます。今の町長のご答弁を大変心強く受け止めました。
では、その町民の声について次にお伺いします。

町長がおっしゃる町民の声の中には、まだ選挙権を持っていない子どもたち、そして若者の声も当然含まれていると考えてよろしいでしょうか。子どもたちも、柴田町で暮らし、学校へ通い、地域の中で生活している町民です。しかも、10年後、20年後の柴田町を私たち以上に長く生きていく世代です。町民の声が届く町政であるならば、子どもたちの声も届く町政であってほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 大橋議員おっしゃるとおりだと思います。これまで、住民懇談会等を開催しておりましたけれども、どうしても住民懇談会というと大人が参加する会であるというような固定概念のようなものがあつたようでございますけれども、今回、答弁を冒頭させていただきましてけれども、タウンミーティングという形で、新たな形で開催をさせていただく予定になっております。今のところ全行政区で開催をさせていただく予定にしておりますけれども、そこには若者、子どもたちもぜひ参加していただきたいというようなことで広報することで、今関係課にも指示をしているところでありますので、そういったところで声を拾い上げていきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） では、ここからは教育長にもお伺いします。

町長は所信表明の教育の部分で、知識を身につけるだけでなく、子どもたちが自ら考え、課題を発見し、主体的に判断、行動して、よりよく問題を解決する力を育むことが重要だと述べられました。私はまさにそこだと思っています。

例えば、中学生に、10年後どんな柴田町だったらいと思うか、もっとわくわくする柴田町にするには何があつたらいいか、そのために町にできることは何か、自分たち中学生にもできることはないか、こうした問いを渡してみる。自分で考え、仲間の意見を聞く、違う意見にも触れる、そしてもう一度自分で考える。

私は38年間、学校現場で子どもたちと接してきました。子どもたちは、こちらが答えを教えるよりも、問いを渡したときのほうが、我々大人が思っているような、意外な答えを、考えを出すことがあります。自分たちの暮らすまちについて考え、地域の課題に気づく。このように、自分の住む町について考え、仲間と話し合い、町に求めることだけでなく、自分たちもできる

ことを考える。この一連の経験が、主権者教育にも、ふるさと教育にもつながると考えています。

教育長、このような学びには、主権者教育として、また柴田町ならではの教育として、意義があるとお考えでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（古積裕一君） 町内の中学校で行われている総合的な学習についてですが、今、大橋議員の言った、自分で考え、主体的に考え、学び、行動する、そのような学習は大変意義があるものと考えております。

現在、先ほど私も言いましたように、自分たちでできることを考え、実際に動いているところがございます。その点については非常に価値がある3つの中学校の取組があらうと考えております。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） ありがとうございます。教育的な意義があるというご答弁をいただきました。

もちろん学校の教育課程や先生方の負担については、私も十分理解しております。私も長く学校現場にいましたので、新しい行事を一つ増やすことが、先生方にどれだけ負担になるか分かっているつもりです。ですから、私は大きな行事を新たにをつくってくださいと申し上げているわけではありません。学活の時間でもいいし、総合的な学習の時間でもいいし、生徒会活動につなげてでもいいし、3つの中学校が全く同じ方向である必要も、同じ方向でやる必要もないと思っています。全員に同じことをさせたいのではなく、全員に一度、自分の住む町について考える機会をつくりたい。全員に同じことをさせるのではなく、全員に同じ考える機会をつくる。

教育長、まず3中学校の校長先生方に、今ある教育活動の中で、全生徒が一度、柴田町の未来について考えるとしたらどんな形でできるだろうかと、投げかけていただくことはできないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（古積裕一君） 大橋議員のご提案をいただきました。

ここで少しお話をさせていただければと思います。お時間をいただければと思います。

県内各地、新聞報道等において、中学生がまちづくりについて、生徒会や学年横断的に話し合い、様々なアイデアを提案したり、その内容を代表者が模擬議会や中学生会議等で町執行部

に提案、提言するなどの実践は、中学生としての主権者教育や、ふるさとへの愛着を育てる取組として、素晴らしいものであると私も考えております。

ここで、中学校の総合的な学習の時間や内容を、1点確認したいと思います。

大橋議員もご存じのように、中学校においては、この黄色い総合的な学習の指導書を使っております。その目指す主体の資質、能力は3点。地域の人、物、事に関わる探究的な学習により、地域の特徴やよさに気づき、それらが人々の努力が工夫によって支えられていることに気づく。地域の人、物、事の中から問いを見だし、仮説、調査、根拠を明らかにしてまとめ、表現する力を身につける。地域の人、物、事について、探究的な学習により、お互いのよさを生かしながら、持続可能な社会を実現するための行動の仕方を考え、自ら社会に参画しようとする態度を育てる。今、3番目に言った、自ら社会に参画しようとする態度を育てる、これを柴田町の中学校3つは大切にしております。

総合の指導計画、現在3つの中学校の指導計画の柱は、主に4つございます。現代的な諸課題に対応する横断的、総合的な課題。環境、福祉を中心に、地域や学校の特色に応じた課題。まちづくりや防災、生徒の興味関心に基づく課題。ものづくりや命、そして職業や自己の将来に関する課題、キャリア教育、職場体験等の取組でございます。

この柱を受けて、本町では、しばたっ子応援団と連携しながら、長年、前教育長の時代から地域貢献活動を総合的な学習の一つの柱として据えてございます。

今年度、令和8年度、私が素晴らしいなと思った実施計画、もう実際に進めておりますけれども、これも紹介したいと思います。船岡中学校、これは新規で取り組んでいる桜学習でございます。これは生徒の思いです。

柴田町の誇りである一目千本桜が植栽100年を超えております。柴田町の場合は、大きく超えております。寿命の危機にあることを、飯淵七三郎さん、ご存じだと思います、をテーマにした令和7年度の文化祭の劇づくりをきっかけに学ぶことができました。この景色を守りたいと行動した生徒たちの思いを受け止め、令和8年度の船岡中学校の特色ある教育活動、桜学習として本格的に導入しております。これは、柴田町さくらの会の全面的な支援を受けて展開しております。

持続可能な柴田の桜を目指したいという生徒の思いを受けて、1年生は剪定、2年生は小物作り。切った枝は無駄になるんです。それで小物作り。そして、3年生は染物もやってみたいと。この持続可能な取組で、郷土の特徴を知り、ふるさとを愛し、地域の未来を自ら考え行動できる生徒の育成を目指す単元でございます。

なお、昨年度の取組は、令和7年度仙南広域視聴覚DVDコンクールにおいて、最優秀賞を受賞しております。

さくらの会ジュニア、多くの皆様にご支援いただいている取組です。これは、3つの中学校、生徒の思いを受けて実施しているものです。船迫中学校は令和5年度から、槻中は令和6年度から、そして船岡中は今年度、1年生から始めます。柴田の桜を100年先まで守ろうと、自分たちでできることを生徒たちが考え実践しております。都市計画課、そしてさくらの会と協働しております。今年度は、学校周辺、公園、阿武隈川土手などの剪定奉仕作業、落ち葉清掃、そして加えて今話題になっておりますクビアカツヤカミキリの被害についても学び、宮城農業高等学校の支援を受ける予定でございます。巣穴調査も含めての剪定作業ができないかということで、今実践を進めているところです。

加えて、船迫中は、ラベンダーを活用し、地域住民との交流により、これは船迫地区の明るい地域をつくりたいというラベンダー活動を行っておるところです。

ちょっと長くなりました。

防災プログラムについても、3中学校での実践を行っております。東日本大震災及び令和元年度東日本台風を受けて、3中学校の全学年が社会福祉協議会の支援を受けて防災学習を実践しているところです。

その他、生徒会や生徒の有志での取組もございます。デイサービスの実施者の成り手不足の相談を受けた船中生による社会福祉協議会のデイサービス春風さんへの夏休み出前授業。

そして、最後でございます。けんちゃんの朝顔という取組をご存じでしょうか。船中生による交通安全の心を町に広げたいという取組です。アラカワ区で事故死したけんちゃんが好きだったアサガオを、柴田高校から船中、そして松浦組、そしてほっとファームということで、アサガオの種を引き継いでいる取組です。

このように、子どもたちは自分たちでできること、町の課題について、既に実践しておるところです。このような取組を、ぜひ校長には、一般町民や保護者の皆様に広げ、そして私たち大人はその取組を応援してあげるのが大事なのかなということで押さえているところでございます。

以上でございます。長くなりました。

○議長（平間奈緒美君） 教育長、大変申し訳ございません。答弁は、的確かつ簡潔によろしくお願いいたします。

それでは、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） この話は、実は何回か教育長からも聞いていたので分かっているのですが、本当におっしゃるとおりだと思っております。

柴田町には、子ども議会もあります。総合的な学習もあります。地域と関わるような、今のよう子どもたちが自主的にやっているボランティア活動もあります。中学校で議会や地方自治について学ぶ機会も議長、副議長が行って、行っております。

私は、それを否定するものではありません。むしろ柴田町には既に土台があると思っています。だからこそ、今ある取組を一つ一つ終わらせるということではなくて、町政につなげる道をつくれないかと申し上げています。今ある学びに、町政へつなげる道をつくる。学校で学んで終わるのではなく、その中から出た声が町に届く、町が考える、そして町から子どもたちへ返ってくる。ここまでつながれば、今ある子ども議会も、総合的な学習も、地域と関わる学習も、さらに生きてくるのではないかと思います。

教育長、そのような受け止め方で、既存の取組をさらに発展させるという考えはないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（古積裕一君） 若干繰り返しもなと思いますが、校長には学校経営のマネジメントとして、生徒が町のことを考え、自分たちができること、地域貢献として素晴らしい活動をしていることを、保護者や一般町民にもっと発信して知ってもらうことがまずは肝要と助言しております。

そして、私たちについては、素晴らしい取組を実際に見ていただいて、励ましていただく、もう実際に行っていますので。そして大人の課題として捉えていただくということが重要だということでお話をしているところでございます。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） これまで教育長に答弁させていただいておりますけれども、大橋議員の提案を必ずしも否定するものではございませんし、今は教育現場でも、学校の現場においても総合的な学習の時間等を使いながら、今、教育長からもあったような事例も数多くあるということであります。

新たな取組ということであれば、今、大橋議員にも大変ご尽力いただいておりますけれども、部活動の地域展開、これも一つ使えるコンテンツの一つなんじゃないかなというふうに思っております。

必ずしも学校現場でそういった若者の声を吸い上げる仕組みというのを新たにつくるということではなくて、そういった例えば部活の地域展開の場所を使って、例えばスポーツという切り口でもいいですし、あるいは町内各地から中学生が集まっているということであれば、各行政区の課題を持ち合って、若者の視点からどうやってそういった課題を乗り越えていくんだというようなことを地域展開の中でやってもらうことで、新たな活動の取組の一つになるのではないかなというふうにも思いますし、まさに部活動だけでなく、運動するだけではなくて、文化的な活動をするだけではなくて、新たなフィールドワークの一つとしてもできるのではないかなというふうにも考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） ありがとうございます。

実は、私が今回こだわっているのは、全中学生参加型というところです。例えば、代表になった数人だけが町の未来を考えるのではなく、例えば発言が得意な子もいる、人前で話すことが苦手な子もいる、まちづくりに関心がある子もいる、今まであまり考えていなかった子もいる。でも、一度はみんなで自分たちの住む柴田町について考えてみる。ふだんなかなか発言しない子が、仲間の意見を聞いて、自分ならこうできる、こう考える、それなら人の意見を聞いて自分はこうしよう、こういう考えもあるということを一言話す。私は、そういう一言にも大きな価値があると思っています。

立派な政策を考える子だけを育てたいのではなく、自分の住む町について一度でも仲間と考えた経験を、全ての中学生に渡したいのです。代表を選んでから考えるのではなく、みんなで考えてから、代表が町に届ける。これが私の考える全中学生参加型未来会議です。

教育長、この考え方について、改めてどのように受け止めていただけるでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（古積裕一君） 全員の中学生の意見を持ち寄って代表が話し合う。ほかの自治体の事例でも、このような取組がございます。

繰り返しになります。本町での総合的な学習、そして地域貢献の柱、これは大事にしていきたいと思います。そのような取組の中で、子どもたちに対して、君たち柴田町の将来についてどのようなことを取り組めるかなということで、柱として大きなもの、桜学習という桜について今取り組んでいるところ。そして、福祉、防災などについて、子どもたちが考えている部分でございます。このような思いは、とにかく大事にしていきたいなと考えております。

最初に答弁しましたように、自分たちの思いを活動につなげる学習が既に行われております

ので、全中学生参加型という点については、今のところは考えておるところではございません。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） それでは、町長に改めて伺います。

所信表明の最後に、町長は目指す柴田町の姿として、「子どもたちが夢を持って成長できる町」、「高齢になっても安心して暮らし続けられる町」、「働く場所があり、地域経済に活力がある町」、「災害に強く、安全で安心して暮らせる町」、そして「町民一人一人の声が届き、誰もが町政に関わることができる町」、このような町を挙げられました。私は、この中の2つを特につなげたいと思っております。

「子どもたちが夢を持って成長できる町」、そして「町民一人一人の声が届き、誰もが町政に関わることができる町」、この2つをつなぐ取組が、全中学生参加型未来会議になり得るのではないのでしょうか。

子どもたちが柴田町の未来について考える。さっきも言っていたのですけれども、仲間と話し合う、代表が町へ届ける、町が本気で聞く、町が考える、そして町から子どもたちへ返す。これは子どもたちのだけの教育ではありません。町長が掲げた「町民の皆様とともに創るまち」を、子どもたちにも広げる取組です。

子どもたちの声の中には、大人から見ればすぐには実現できない難しいものもあると思います。でも、それを単に子どもの夢と片づけるのではなく、なぜそう思ったのか、その思いの奥にどんな願いがあるのかを大人が本気で受け止めることが大切だと考えます。子どもたちが求めているのは、きっとわくわくするような柴田町の姿だと思います。大人が、前例がないと蓋をするのではなく、その思いをどうすれば政策の種に育てられるのかを一緒に考える。私はそのプロセスこそが主権者教育をさらに深める大切な学びになると考えています。

子どもの未来を考える町から、子どもと未来を考える町へ。私は、これが新しい柴田町の一つの姿になると思っております。

町長、教育委員会、3中学校、関係課で、まず一度、どんな形ならできるか話し合うところから始めていただけないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 様々ご提案をいただいているところですが、決して大橋議員のご提案を否定するものではないということは重ねて申し上げておきたいなというふうに思います。

私も議員時代、議長時代に、町内の中学校に行って、子どもたちの町に対する課題であると

か、その課題に対して、町に対してどういったことを要望できるだろうということも授業をしていました。それに対して、実は町という行政、あるいは議会としての役割、そういったことも説明をしながら、じゃあ自分たちはこういった視点を持って今後町に対して要望していくこと、あるいは自分たちが活動していかなければいけないということをちゃんと整理をしてやっていたということを現場でも見てきておりますので、大橋議員おっしゃるとおり、今後町に対してその声を届けるということであれば、今やっている総合的な学習の時間の中身をさらにブラッシュアップをすることによって、実現は可能なのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、私は中学生の声、あるいは若者の声を聞くということで、所信表明でも申し上げさせていただきましたが、決してそれが学校現場で聞くことだけがイコールではないのではないかなというふうに思っております。

先ほども少し申し上げましたとおり、部活動の地域展開の中でもそうでしょうし、あるいはスポーツ少年団でもそうでしょうし、いろいろな活動の時間の中で上がる声に対して、しっかりと耳を傾けていきたいというふうにも思いますし、冒頭答弁にもあったように、今後まちづくりのワークショップも含めて、タウンミーティングも含めて、様々なところで話を、声を聞く機会がありますので、そういったところで声を聞いて、必ずしも若者、中学生も含めて、いただいた声が100%実現できることはないかもしれませんが、そういった声を一つ一つヒントにしながら、今後の行政の運営の参考にしていきたい、材料にしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） 町長、私はその点はよく理解しております。ただ、子どもたちから出てくる声は、本当に教育のことだけではないと思っています。公園かもしれない、スポーツかもしれない、お祭りのことかもしれない、通学や地域の移動手段かもしれないし、安全・安心な暮らしに関わることもかもしれない。子どもたちの声を受け止める先は、教育委員会だけでなく、町全体だと考えます。だからこそ、教育委員会だけをお願いするのではなく、町長、関係課も一緒に受け止める仕組みを考えてほしいなと考えていました。

町長、教育委員会にお任せするのではなく、町として子どもたちの声を受け止める、その考えについては、今お聞かせ願ったのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（古積裕一君） 関連でお答えいたします。

子どもたちの思い、提案を、町当局に。まさにそれは子ども議会、小学生で行っている質問

提案型の実践でございました。今年度、私は東船岡小学校の子ども議会について対話したのだけれども、非常にエビデンスのある、つまり裏づけのある質問です。町、そして東船岡、船岡の課題について、自分たちが調べた8つの項目について、アンケートを取ったり、表を作ったり、写真を撮ったり、一般に提示されている項目を出して、そして質問、提案という形で私たち執行部に提案していただきました。なので、本気になって考えて答弁したように、本気になって子どもたちに返しております。

それを受けて各中学校では、先ほども言ったように、自分たちでできることは何かという、今、総合的な学習の観点でございます。提案、提言も大事です。社会科などでは提案、提言という部分もございます、公民の授業で。ただ、柴田町の子どもたちがさらに大事にしているのは、何回も言っているように、今、町の課題について何ができるかということ、実際に動くというところを大事にしておりますので、ぜひそのような動きを応援していただくという立場で見えていただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（大橋武彦君） ありがとうございます。

今回、新町長の町政運営の基本姿勢、町民との対話、そして子ども、若者の声を生かすまちづくりについて伺ってまいりました。

今日の答弁では、全中学生参加型未来会議のような取組について、すぐ前に進めるということころまでは確認できませんでした。学校現場の負担、教育課程との関係、実施方法、意見の聴取、集約、町としての受け止め方など、整理しなければならない課題があることは私も理解しました。ただ、私はここで終わらせたくはありません。

子どもたちは選挙権はなくても、町で暮らし、学校に通い、地域の中で生活している町民です。そして、10年後、20年後の柴田町を私たち以上に長く生きていく世代です。その子どもたちが、自分たちの暮らす町について考える、地域の課題に気づく。私が言っているのは、全員が同じ時間というか、1つのクラスで全員が考えられる時間のことを言っております。町に求めることだけでなく、自分たちに何ができるかも考える。そして、大人がその声を本気で受け止める。この経験は、主権者教育にも、ふるさと教育にもつながると私は考えています。

子どもたちの声の中には、大人から考えてみると実際には実現が難しいものもあると思います。ただ、その考えを、なぜそう思ったのか、その思いの奥にどんな願いがあるのかを大人が本気で受け止めることが大切だと思います。

子どもたちが考えているのは、柴田町のわくわくする未来の姿だと思います。子どもたちの思いを政策の種に育てられるかを一緒に考える。私はそのプロセスこそが主権者教育として大切だと思っています。

先ほども話しましたが、子どもの未来を考える町、しょっちゅういろんなことが出てきますけれども、私たちは子どもと未来を考える町にしていければいいのではないかと考えます。これは単なる行事ではなく、何度も言いますが、10年後の柴田町の町民を育てる投資だと考えます。今日、十分に前に進まなかった部分については、私自身さらに整理し、学校現場の負担にならない形、町として受け止めやすい形を考えた上で、また改めて提案させていただきたいと思っております。ぜひ町長、教育長にも、今日の提案を一つの問題提起として受け止めていただきたいと思います。

子どもたちの声を聞くことは、子どもたちの願いを全部かなえることではないと思います。聞くこと、考えること、返すこと。この一往復をつくることだと思います。

新しい町政が始まった今だからこそ、子どもたちと一緒に柴田町の未来を考える、その可能性をこれからも求めていきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（平間奈緒美君） これにて4番大橋武彦君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時30分再開いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時30分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔17番 吉田和夫君 登壇〕

○17番（吉田和夫君） 17番吉田和夫でございます。大綱1問、質問させていただきます。

災害時に役立つ井戸の活用を。

7月28日に九州熊本地方を震源としてマグニチュード7.1、最大震度7の大きな地震が発生した。10年前にも震災に見舞われたばかりである。地震後12日が経過した8月9日のテレビ番組で、熊本県知事が、今一番困っていることはとの問いに、水ですと答えていた。上下水道は

もちろん、震災後3週間になろうとしているが、まだ断水している地域も多い。本町においても、今後のために県や国に働きかけ、水道管の耐震化への更新を図っていくべきである。

私の地元行政区でも、今回の熊本地震の話題になった。飲み水は何とか給水車などで確保できるが、トイレや入浴、洗濯などについては、東日本大震災時にはとても困ったと。そして、地元には、久須志神社の境内に昔から井戸があり、今でも区民が年に一度、水をくみ上げ、きれいにしている。本年初の試みとして、震災時に防災井戸として活用できるよう要望したい。

8月13日の河北新報にも、真夏の避難、東北も備え急務として、避難所の選定では、近くの川や湧き水など生活用水が手に入るかどうかの視点が重要との記事も掲載されていた。

そこで、災害時に役立つ井戸の活用に助成できるよう提案する。

- 1) 真夏における防災訓練を実施してみてもは。
- 2) 地域から要望があった場合、防災井戸として助成できないか。
- 3) 東日本大震災時における生活用水の教訓は。
- 4) 本町水道管の耐震管の普及率は。
- 5) 防災井戸についてガイドラインを策定してはどうか。
- 6) 井戸水を生活用水として災害協定を結べないか。
- 7) 防災井戸として取り組んでいる先進地を学ぶべきでは。

よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 吉田和夫議員、大綱1問、災害時に役立つ井戸の活用についてご質問いただきましたので、お答えをいたします。

1点目、真夏における防災訓練を実施してみてもはについてですが、夏の防災訓練の実施につきましては、参加者の安全確保と熱中症予防の観点から、極めて慎重な判断と対策が不可欠であると考えております。

町消防団でも6月末に白石川河川敷で水防訓練を実施いたしました。暑さ対策として、早朝8時からの実施としたところですが、厳しい暑さの影響によって体調不良を訴える団員が見受けられました。

このことから、夏の時期における防災訓練の実施に当たっては、早朝からの開始や短時間の運用といった工夫だけにとどまらず、気候条件に応じた中止、延期の判断基準も含め、より一層慎重かつ万全の安全管理体制を講じる必要があると認識しております。

2点目、地域から要望があった場合、防災井戸として助成できないかについてですが、近年の水道事業の整備、拡張により、地域全体の給水網が大きく改善され、安全で安定した生活用水の供給基盤が確立されております。このことに伴い、災害時における個別の井戸の必要性は以前に比べると低下しており、限られた財源の中で、効果的かつ効率的な防災・減災対策を講じる観点から、新たに助成制度を導入するのは難しいものと考えております。

3点目、東日本大震災における生活用水の教訓でございますが、東日本大震災の教訓として、命をつなぐ飲料水はもちろんのこと、時間が経過するにつれてトイレの洗浄水や生活維持に不可欠な生活用水の確保が極めて重要であることを痛感いたしました。

こうした教訓から、飲料水の給水体制につきましては、山田沢配水池と船迫配水池を合わせた1万2,600トンの水道水を活用し、給水車1台及び1トンの水タンク積載車3台をもって、町内10か所の応急給水所へ給水できる体制を整えているところです。

あわせて、本町は公益財団法人日本水道協会の正会員となっており、地震等の緊急時には他自治体から給水や復旧の支援を受けられる相互応援体制を構築しております。

4点目、本町の水道管の耐震管の普及率でございますが、町では約300キロメートルの水道管を管理しております。そのうち約114キロメートルが耐震管であるダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管が布設されており、普及率は約38%となります。

また、継続的に実施しております配水管整備事業では、管の口径75ミリメートル以上の管路は、全て耐震管を採用し工事を進めているところです。

なお、令和8年は西船迫四丁目地区や船岡土手内地区など、延長約1キロメートルの布設替え工事を進めており、これらの工事により、年度末での普及率は38.3%となる見込みです。

5点目、防災井戸についてのガイドライン策定ですが、議員ご提案のガイドライン策定につきましては、井戸の適正管理や災害時の円滑な利用に向けた一つの手法であると認識しております。

しかしながら、ガイドラインを策定する以上、その基準に沿って管理されている井戸について、行政が一定の許可を与える形となります。地下水は、周辺環境や気候変動、井戸の構造等によって水質が変化しやすく、日常的な水質検査の費用や結果の把握を全て個人、地域任せにすることは、万が一の水に関連する感染症や健康被害が発生した際における行政の関与度合いと責任の所在という観点から、大きな課題を伴うおそれがあります。

こうした理由から、現時点においてガイドラインの策定には慎重にならざるを得ず、高いハードルがあると考えております。

6点目、生活用水として防災協定を結べないかについてですが、井戸は個人所有であり、しかも本町においては数も多くなく点在していることや、個々の水量にもそれぞれ限りがございます。そのため、町が生活用水として個々の所有者と災害協定を締結するよりも、まずは近隣の限られた範囲内で共有・利用を図ることが、有事の際の混乱を避ける上でも望ましいと考えております。

いざというときの井戸の活用は、地域における共助の一つと捉えており、自主防災組織などでその所在を把握し、井戸の所有者と利用方法をあらかじめ調整いただくことが、地域全体の防災・減災力の強化につながるものと考えております。

7点目、防災井戸として取り組んでいる先進地を学ぶべきではということにつきましては、先進自治体における防災井戸の活用や取組につきましては、それぞれの地域特性や過去の災害経験を踏まえた貴重な工夫の事例であると認識しております。

一方で、本町といたしましては、個人の私有財産である井戸に対する直接的な助成制度等の創設ではなく、優先避難所をはじめとする公的な防災拠点における確実な水の確保やインフラの強靱化を着実に進めることが、実効的かつ確実な災害対策であると判断しております。

今後も、他自治体の動向に注視しつつ、本町の地域実情に最も適した防災・減災施策の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） ありがとうございます。

まず、1点目の件ですけれども、町長答弁でも、6月に河川敷での訓練を終えたときに、我々支える側のところでは具合が悪くなった人もいるということですが、実際被災されたところでは、これ以上のものだと思うのです。そういった人たちが、多分避難所に駆け込むとか、そういうものになると思うんですけれども、いわゆる真夏の実態をやっぱり知るべきだと思うのです。

8月22日、槻木生涯学習センターで防災訓練を行いました。多くの参加者が参加されておりましたけれども、アンケート調査も取ったはずですが、どんな声が寄せられていたか把握されているのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君） 吉田議員おっしゃるとおり、8月22日土曜日に槻木生涯学習センターで防災訓練をいたしました。まず、地域内行政区域から45人、あと議員さん

とかも視察に来ていただいたりして、スタッフそろって合計70人参加いたしました。

そのうち53人の方がアンケートの回答に答えていただきまして、内容は、今回の防災訓練につきまして次回も実施してほしい内容は何かとか、家庭での災害への備えの現状はどうですかとか、そういったのがありまして、あと自由記述欄というのがありまして、その中では、停電時の避難訓練をしていただければいいのではとか、あと無線の設置が必要なのではないかととか、あと参加者が各行政区から代表の方といいますか、参加していただいたので、高齢者ばかり参加しているような参加状況だったので、若い方、大学生も参加させるべきではないかととか、あとは夏場の暑いときの避難所の状態は大丈夫なんだろうかとといった心配の声とかも、自由記述欄には記載しておりました。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） せっかくのアンケートで、そういった声をどう反映させるつもりでいますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君） 今回は、生涯学習の一環として、避難所にもなっておりますので、災害、避難所体験ということで企画したものでございます。

今回のアンケート等につきましては、これから何回か、やっぱり地域防災を高めるため、あと地域のコミュニティ、住民の方たちの集まりというのもやっぱり公民館としては大事なことでと思いますので、そういったところに生かしながら、長期で見れば2回、3回と、だんだんその場所で訓練的なものを行っていきたいと思います。

あとこれは、やはり危機対策、町のほうと共通認識を持って、クリアできるところは協議しながら行っていきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） いわゆる生涯学習だけでなく、危機意識を持って、町民の命を守るという観点から全庁的にやっぱり取り組むべきだと思うんです。

ちょうど炎天下における避難生活の苛酷さというのが、実際に今年、青森県の弘前大学で、自治体職員とタイアップして80人が1泊2日、この演習をしたことが河北新報に載っております。

まず、5点ぐらい指摘がありました。真夏の避難。まず、体育館全体を冷やすことは困難だった、これが1点目。2点目、館内にテントを張り、体温調整が難しい高齢者を入れ、スポットクーラーなんかを入れる工夫は必要だ。3点目、空気を対流させるために扇風機は必要だ。

4番目、プライバシーも重要であるが、簡易テントは風が入りにくいこと。これが4番目。5番目、熱中症予防には経口補水液やスポーツドリンク、塩分タブレットを備蓄しておくのもとても有効だ。これは新聞記事にこのように載っておりました。参考になりませんか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの吉田和夫議員の新聞、私のほうも河北新報だったと思います。読みました。そのとおりだなと思って、やはりいろんなことを考えながら、暑さは自分の中で想定している以外にも、そういった実際に体で感じてもらった実体験を通した意見というのは重要だなと思っているところですので、例えば簡易テント。簡易テントだけではなくて、今回も9月補正のほうでも予定しているんですけれども、簡易テントばかりではなくてパーティションで仕切るとか、まずできるところからやっていこうと考えているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 真冬と違って、真夏というのは、やっぱり対策は必要かなとは思いますが、すけれども、学習センターとか、各自治区、自治体の行政区でもそうですけれども、例えば経口補水液とか、スポーツドリンクとか、塩分の入っているようなドリンクだとか、塩分タブレットなんかは、備蓄されているのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） そういったものは、今現在備蓄していないところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 私も初めて聞いて、これはやっぱり夏場対策なのかなというふうにして、我々が経験した東日本大震災は3月でした。非常に寒い雪がちらつくような震災でしたし、能登半島では1月、今回の熊本では8月で、酷暑日、35度以上が何日間だか続いたという非常に猛烈な暑さの中で避難生活を余儀なくされているので、そういった経験も、各行政区とか、あと残っている2つの生涯学習センターなんかでは計画する予定はあるのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君） 直近では、今後の計画で11月、秋に西住公民館で、30区が主催で西住公民館文化祭を計画しておるのですが、そのときに槻木生涯学習センターでも実施しました防災グッズ体験とか、あと社会福祉協議会のご協力をいただきながら、ご近所パワーで乗り越える、いざというときに役立つ地域防災力という、防災助け合いゲームとかを組み合わせ、このイベントを祭りのときに防災のことをしようかなという計画を立てておる

そうです。

あと、残り2つの生涯学習センターにつきましても、スケジュールの調整とかが必要になってくるのですけれども、近々必ず行いたいとは思っております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問、どうぞ。

○17番（吉田和夫君） やはりだんだんこれから今度は冬場対策とかになってくるとは思うんですけれども、定期的に訓練されるように、町のほうから指導だとかというのはできないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 町からの指導というのはなかなか難しいのですけれども、実際に自主防災組織が39組織あるんですけれども、昨年度の避難訓練の実施状況を見ますと、30組織を超える自治防災組織のほうで何らかのそういった訓練をしています。なので、指導といいますか、一律にはできないんですけれども、そういった概念が生まれているのかなと思っているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 次の質問ですけれども、4年前にも私は質問しているんです。ぜひとも用水という、飲み水でないですよ、用水ですよというお話をした中に、危機管理監と一問一答をやったんですけれども、何かかみ合わなかった答弁書だったんですね、もう一回読み返してみたら。いわゆる町長答弁では、飲み水の件の回答で、本町では7件の井戸水を利用していますとかという、そういう答弁だったんですけれども、改めてもう一回問いますけれども、井戸水、いわゆる用水として、ぜひともうちの井戸を使っていいですよとか、そういうようなことがあった場合、ぜひ防災の観点からも用水として認めていただいて、例えば町のほうで看板だけ設置させてくださいよと、防災井戸として災害があった場合、この水を使ってもいいですよと、こういう方法はできないんでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 生活用水としての井戸の活用については、大いに有意義なものなのかなと思うんです。

ただ、それを町として周知するのではなくて、町長の答弁にもあったんですけれども、あくまでもその井戸については、公助の面ではなくて共助の面、地域の財産として取り扱っていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 町長答弁では、水道網がきちんと張り巡らされているので、別に心配はないですよというんですけれども、そういう観点からすると、仙台市とか、東京都、京都市、岩沼市、みんな防災井戸として認定されております。そういったのは間違いなんではないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

質問内容をもう一度お願いしたいということです。

○17番（吉田和夫君） いわゆる町としては難しいということでしたよね。それはあくまでも個人だということなんですけれども、仙台市とか岩沼市とか、ああいういろんなところでは、防災井戸として、例えば岩沼市とか、仙台市とかというふうにして認定しています。そういうのは間違っているのでしょうかという意味です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 決してそれは間違っているということではないです。その自治体によって、防災対策の視点からやっているという点からいえば、仙台市、あとは京都市、あとは宮城県岩沼市でしょうか。そういった防災・減災施策として進めているのかなと考えています。

○議長（平間奈緒美君） 再質問、どうぞ。

○17番（吉田和夫君） それでは、どうしても使ってほしいとかというところも柴田町では実際にあって、柴田町にはできないというのは、あくまでも個人だからと。

この前の22日、生涯学習センターで、いわゆる防災についてお話があったときに、質問ありませんかといったときに、ある婦人が質問していました。防災井戸をぜひとも使ってほしい、ぜひともこのところを使ってほしいというお話で、危機管理監が答えたのですけれども、そこは神社の境内だからと。これ今も変わりませんか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 確かに、8月22日の訓練のとき私が住民の方から質問を受けて回答しました。その際に私のほうでは、その神社に対する助成については憲法上、政教分離の観点もあってなかなか難しいですねというような話。あとは、先ほども答弁しましたとおり、そういった井戸については、各地域の財産として使ってほしいというような回答もしました。

私、帰りにその神社というか、具体的なところを通っていったんです。確かにきれいに整備されているなと思ったところなんですけれども、なかなか市街地の中なので、実際に災害が起きたときに自分の中でイメージしたときに、駐車するスペースとかもなかなかないなと思ったところで、やはりこれについては地域の財産として扱ってほしいなと改めて思ったところでご

ざいます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） うちのほうの近所ではそういうふうにして、私も小さい頃、あそこの境内で、お母さん方が集まって井戸水を利用して物を洗ったり、洗濯したり、団らの場所だったんですね。今も地域で年に1回、井戸水をくみ上げてきれいにしているところなんです。

生活用水、今、熊本なんかではちょうど地震発災しばらくたってからでも、三日、四日同じ服を着ていますとか、水がないためにシャワーも浴びられませんというような話も聞いて、そうだったよねと言いながら、ぜひそういうときに、水が湧いているんだったら、この水を洗濯とかトイレに流す、そういう用水として使ったらどうだという地域の声があるんです。それで、1か所だけでもいいから、最初にそういうようなものに助成できないかなと。これが私の提案ですけれども、どうですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 繰り返しになるんですけれども、やはり井戸については、一つの井戸自体を町のほうで許可というんでしょうか、お墨つきを与えてしまいますと、実際に有事があった際に、本当に使いたいその地元の人が使えなくなるというようなところもあって、やはりそれについてはその地区とか、その隣の地区の人たちの共同の財産として扱ってもらいたいと、繰り返しになりますが、そう思っているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 地震のときに断水している。東日本大震災のときには平均して5か月間断水だったそうです。県のやつを見たら5か月間ぐらい、熊本では4か月とかと出ていました。その間、震災の規模にもよりますよ。でも、生活用水として1日普通の一般家庭、4人暮らしで生活用水として水をどれぐらい使うと思いますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） いろいろ考え方もあると思うんですけれども、1日1人20リットルというのは最低必要だというような何か書物で読んだ記憶がございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 二、三日、テレビでやっていましたので、私は画面上で写真を撮って文字起こしをしました。その中身を見ると、家庭内で1人1日に使う水の量はどれぐらいか。4人暮らしで230リットル。内訳は、炊事40リットル、洗濯35リットル、トイレ50リットル、お風呂80リットル、そのうちの飲料というのは僅か1.2リットルと出ていました。ほとんどが、

10倍以上は生活用水なんですね。

実際に、東日本大震災のときも、私も振り返ってみると、飲み水は並んで確保しました。トイレの水を流すとき、私は橋を渡って向こうの亙理町のところに湧き水があって、実際にそこにくみに行こうとしたら、もうずーっと何キロメートルも並んでおりました。結局は、阿武隈川の川の流れるところに、ちょっと自分も入って流れるところから水をくんで、トイレの用水として使いました。みんな話を聞くと、あそこの井戸からもらった、あっちの沢水からくんできた、そういった意見がたくさん出てくるんですね。

そういうお話は、15年も前になりますけれども、そういう教訓というのは生かされていないんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの和夫議員の話を聞いて、だからこそそれはやっぱり地域で使うべきものなのかなと思うんです。結局その1か所を指定して、その1か所に極端な話で3万5,000人弱の柴田町の今の人口が一気に押し寄せるといえるということはないと思うんですけれども、やはりそうすると本来持っている地域の人たちが年に一度、そうやって清掃とかをしてきちんと維持管理しているのに、実際に本当に使いたい人が使えなくなるというようなこともあると思いますので、今改めて吉田議員のお話を聞いて、やっぱりそういったものは地域で扱うべきものだなと思ったところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 地域で地域でと言ったら、いろんな地域で広げればいいと思うんです。だから岩沼市では五十何か所も防災井戸として認定しているんですよ。仙台市では何百か所もあります。二百何か所だか。今も募集しているんです。

井戸水の用水について、国の動きもあるということを知っていますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 国のほうでガイドラインとかの指針を示されたというのは、勉強しているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） これは最近です。8月28日の読売に出ておりました。私は地域でこういうのをやるよとお話ししたら、私のところに新聞記事を届けてくれた人がおります。その内容を見ると、あくまでも熊本の被災地のことなんですけれども、読みますと、政府は8月27日、熊本地震の被災者支援としてパッケージをまとめました。3つ出ています。移動支援、いわゆ

る子どもたちが学校に通えないとかというような、仕事できないとか、そういう移動手段。あと、観光支援手段、観光支援策、いわゆる熊本に来てくださいよと。3つ目に、災害復旧について、過去の災害支援にはなかった井戸の復旧を公費負担しますと出ていますよ。そして、井戸の洗浄や修復も費用負担しますと。熊本では実際に行っております。見たり聞いたりしませんか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの熊本の話だったと思います。私も気になって、ちょっと熊本の状況を確認したところ、例えば被害が大きかった熊本県の八代市とか、ご存じかと思うんですけども、こちらについては阿蘇山とか、あとは関連した球磨川のそういった伏流水によって豊富で良質な水があるということで、ふだんからの給水率のほうが52%というような、そういった自然水に恵まれている地域の話ですので、全てが全国の都道府県に当てはまるわけではないのかなと感じたところでございました。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） もっとありました。熊本県の今の災害のニュースで、井戸水の水質検査も助成しますと出ていました。料金は5,900円ぐらいかかるようなんですけれども、飲めるのか飲めないのかの水質検査も半分助成しますよと。井戸水がまだあって、井戸水で用水で困っているという人は、国でも助成しますよ、県でも助成しますよ、検査までしますよと。私はそこまですらないように、まずは1か所つくってほしいというところがあったら、助成できないんですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 繰り返しになるんですけれども、今のところ井戸の助成については考えていません。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） もう1つありました。危機管理監が、そこは神社の境内だからと言いましたけれども、前議員の加藤議員もこの用水をぜひ利用してくださいと言いました。一般質問しているんですよ。その加藤さんなんかも、あそこの神社の氏子総代で代表ですから、ぜひ使ってほしいというふうに。それでも駄目なんですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 今の話ですと、やはり特定の人になってしまいますし、その神社の氏子ということで、やはり先ほどの繰り返しになるんですけれども、やっぱり政教分離の関

係から、ある特定の宗教に助成するのはますます難しいのかなと考えています。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 多分、タウンミーティングでうちのほうに来たときにも、またそういうような意見が出るかも分かりません。

町長のほうにもぜひ伺いたいと思うんですけれども、防災・減災という立場から、私もまずは1か所つくりたいと思うんですね。行政区の区長さんもつくりたいと言っているし、私議員としても旗振りをやって、私もやりたいと。金額はさほどじゃないですよ。ガチャポン1つだって3万円とか5万円とかというものだったら、まずは、土のうステーションと同じです。1か所、槻木生涯学習センターに造っていただきました。今、町内あちこちで6,000袋ぐらい土のうは積まれています。それと同じように、防災・減災、飲料水は、飲み水は何とか確保してもらって、用水だったらあちこちに井戸水があるよ、自由に使っていいんですよというようなものを1か所つくりたいと思うんですけれども。

町長の所信の中にも、未来へ挑戦する町政とあります。そして、町民のために、もっとよい方法はないかという視点を忘れない。非常に感銘を受けました。

もう一つ、安心な暮らしの確保として、過去の災害を教訓としますよと。河川の氾濫、上下水道、社会インフラ整備を県、国と連携して進めていきますと所信表明にも載っております。欲しい、つくりたい、何とか後押ししてほしい。町長、所信表明にもありましたけれども、一言これについてご見解をお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 防災井戸については、まず冒頭の答弁で申し上げましたとおり、やはりこれは公助ということではなくて、共助の範疇の中で使っていただきたいということもご答弁申し上げたところでありますし、またこれまで危機管理監も答弁をさせていただく内容と変わりはないのですが、吉田和夫議員のお住まいの行政区で、ぜひしっかりと守っていただいて、その活用あるいはその周知の状況について、今後町としても注視をして、もしモデル地区として活用できるようであれば、各地域で行う出前講座とか、そういったところで行政区の取組なんかを紹介しながら、その地域にある井戸の活用についても周知をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 何とか自分の手でも、何とか頑張っていきたいと思うんですけれども、次の耐震化については、先ほど38%というお話でございました。全国第1位が神奈川県なんで

す。58.7%の耐震管普及率。宮城県が40%、全国平均が29.8%。これは2024年の国土交通省が発表されている数値でございます。今回、1キロメートルを本町としては追加すると。

なぜ進まないかというような理由も述べられているんですけども、実際には1キロメートル当たり5,800万円から、場所に応じては6億3,100万円ぐらい、1キロメートルでかかるようでございます。耐震管にするというのは、地震があったときに20分の1ぐらいに軽減されるようでございます。

この耐震化率をもっともっと進めるよう、県、国のほうにこれからもなされるのでしょうか。これだけお伺いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） 水道管につきましては、町のほうで耐震化していくようになりますので、町の財源で進めていきたいと思っております。年間約3億5,000万円くらいの工事費をかけまして、平均いたしますと約1.5キロメートルくらい毎年更新しているような状況になってきておりますので、今後もこのペースで進めていきたいと思っております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） これは県、国の補助とかというのはないんですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） 現在は、町の給水収益、そちらのほうの水道料金を使いまして、布設替え工事を行っているところです。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 全国的なものだったんですけども、耐震化、耐震管にするのには、今までのペースでいくと、あと160年かかるという試算が出ております。本町では、3億円ずつやったとしても、何年ぐらいかかるのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） 単純計算いたしますと、約123年くらいかかるような形になります。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（吉田和夫君） そうすると、我々が生きている間には、耐震化はできないということなんですよね。徐々にしか進めないと思うんですけども、それだからこそ用水を利用できればいいのかなというのが、私の趣旨でございます。

また、先進地を学ぶべきではというところで、一つ聞きたいんですけども、仙台市では災

害応急用井戸という名前にしているんですね。災害応急用井戸、これは指定登録制度です。うちの井戸を使ってくださいという登録。これで290件、仙台市では実施されているようです。

こういう取組については、先進地の事例からすると、岩沼市とか今先ほど言いましたけれども、これは危機管理監なんですかね。危機管理監、そういうのを近隣のところでは、ああそういうふうにしてやっているんだなと、うちのほうはあくまでも個人となると思うんですけれども、仙台市での取組なんかはどうですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 私も、この質問を受けまして、いろいろ宮城県のを調べたところでございます。今話をいただきました仙台市については、平成12年度、2000年度から実施しているというような情報も得ているところです。だから、基礎自治体によって防災・減災施策の力を入れる点が違うのかなと改めて感じたところでございました。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○17番（吉田和夫君） 最後です。町長もこれからタウンミーティングをやるということでございました。ぜひいろんな意見を聞きながら、防災・減災、私も町長を後押ししていきたいと思いますので、しっかりと私も取り組んでいきますので、我々の要望も少しずつ取り組んでいただいて、防災・減災に強い柴田町にしていきたいと思いますので、今後もよろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） これにて17番吉田和夫男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時30分再開いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番山本由香里さん、質問席において質問してください。

〔2番 山本由香里君 登壇〕

○2番（山本由香里君） 2番山本由香里です。大綱2問、質問させていただきます。

1問目、町保育所の紙おむつサブスクリプションサービスについて。

保育所にお子さんを通わせている保護者から、紙おむつの記名や持参が負担になっているという声を聞きました。実際私も子どもを保育所に預けているとき、紙おむつを購入し、自宅で1枚1枚記名をして保育所に持参し、我が子のロッカーに保管するという作業が出勤前の忙しい時間に負担だったことを思い出します。また、保育士の皆さんも、記名された紙おむつの着せ間違いや、不足時の保護者への対応などに時間を要していると考えます。

現在、全国では、紙おむつのサブスクリプションサービス、以下、サブスク、手ぶらで登園を導入している自治体が増えています。保護者だけではなく、保育士負担軽減にもつながる取組として注目されています。

そこで、以下について町の考えを伺います。

1) 柴田町の保育所では、現在、紙おむつの準備や管理はどのように行われていますか。

2) 保護者や保育士から、紙おむつの準備や管理に関する負担についてどのような声が寄せられていますか。

3) 柴田町では紙おむつのサブスクの導入を検討していますか。

2 問目、現学校給食センターの安全性と給食提供の継続について。

現在の学校給食センターは老朽化が進んでおり、新学校給食センターの整備についても検討が進められています。一方、昨年度は、設備の故障により、6日間給食の提供ができない事態が発生しています。

学校給食は児童生徒の心身の健全な成長を支えるだけでなく、学校生活に欠かすことのできない重要な役割を担っています。学校給食センターが一時的に停止した場合だけでなく、重大な故障などにより長期間使用できなくなった場合に、児童生徒への給食提供をどのように継続するか、あらかじめ対応を検討しておく必要があると思います。

また、令和7年度12月会議において、東日本大震災以降、現在の給食センターについて耐震の診断を実施していないので、耐震の確認をしていきたいと町は答弁しています。

そこで、以下について町の考えを伺います。

1) 昨年度と同様に、短期間給食停止した場合の対応をどのように考えていますか。また、復旧までに長時間を要する重大な故障が発生した場合、どのような対応を想定していますか。

2) 令和7年度12月会議において、耐震の確認をしていきたいと答弁がありましたが、その耐震性について、どのような確認、検討を行ったのか、現在の状況を伺います。

3) 学校給食センターが長期間使用できなくなった場合に備え、近隣市町村の給食センターなどから一時的に給食の提供を受けるなど、給食提供を継続するための協力体制について平時

から協議しておく考えはありますか。

4) 老朽化した学校給食センターで日々働く職員の安全について、町はどのように考えていますか。

5) 調理業務の委託に当たり、業務を実施できない場合の対応について、町と受託事業者との間でどのような取決めがありますか。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 山本由香里議員、大綱 2 問、質問がございました。大綱 1 問目につきましては、私から答弁をさせていただきます。

1 問目、町保育所の紙おむつのサブスクについてでございます。

現在の柴田町の保育所では、おむつの準備、管理はどのように行われていますかについてですが、保護者の皆様には、紙おむつにお子様のお名前を記名したものを毎日 5 枚程度ご持参いただき、各自のロッカーやかごに入れてもらい、紙おむつの在庫が常に 5 枚以上あるようにしていただいております。また、保育所では、その日の使用枚数が保護者に分かるように、ホワイトボードに貼り出すなど、保育所によってその管理方法は異なりますが、工夫しながら管理をしております。

2 点目、保護者や保育士から紙おむつ準備や管理に関する負担について声が寄せられているかについてですが、日頃、紙おむつの準備や管理について、保護者の多少の負担もあると思いますが、そのことに対する意見は特段、保護者からは寄せられていません。また、保育士についても、基本的には保護者の皆様がきちんと紙おむつを準備していただいていることもあり、それほど負担に感じてはいないようです。

3 点目、町では紙おむつサブスクの導入の検討についてですけれども、現時点では町立保育所における紙おむつのサブスクリプションサービス、サブスクの具体的な導入に向けた検討には至っておりませんが、紙おむつのサブスクにつきましては、保護者が紙おむつを持参する負担の軽減に加え、全員が利用する場合には、保育現場における紙おむつの個別管理などの業務負担軽減にもつながるものと認識しております。

一方、導入に当たりましては、保育料等に加えて、新たな利用料金が発生する場合の保護者の経済的負担をはじめ、利用しない保護者への対応、使用する紙おむつの種類やサイズ、保管場所の確保、在庫管理など、保育所における運用面についても整理する必要があると考えてお

ります。

このため、笠松議員にも答弁いたしましたとおり、他自治体の導入状況や運用方法、その効果などについて情報収集するとともに、特に保護者や保育現場の意見を十分に踏まえながら、導入による効果と課題を総合的に検討し、引き続き調査研究してまいります。

○議長（平間奈緒美君） 次に、2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（古積裕一君） 山本由香里議員の質問、大綱2問目、現学校給食センターの安全性と給食提供の継続についてお答えします。

1点目、短期間の給食停止が発生した場合と、復旧に長期間を要する故障が発生した場合について、それぞれどのような対応を想定しているかについてですが、給食センターでの調理が困難となった場合におきましては、迅速に原因究明及び改善方法を見つけ、それに伴う復旧期間の判断を行い、各学校へ情報提供の上、連携を図りながら給食停止期間に応じた対応を決定いたします。

短期または長期の停止、いずれの場合においても、外部から直接納入される主食、ご飯、パン及び牛乳などについては、業者の納品が可能な状況であれば提供することを基本とし、保護者の負担を極力抑えた形で考えております。その場合は、おかずのみのお弁当の持参をご協力いただく可能性もございます。

また、主食の提供も困難と判断した場合に備え、代替給食について、公益財団法人宮城県学校給食会に問い合わせたところ、ご飯入り救給カレーなら通常5,000食保管しているので、活用の一つと考えられますという回答をいただきました。ただし、あくまでも災害時の非常食としていることから、毎日というわけにはいきませんので、保護者のご理解、ご協力の下、お弁当持参にせざるを得ないと考えております。

2点目、耐震の確認、検討を行ったのかについてですが、当施設の耐震性につきましては、平成21年度の耐震診断において基準を満たしているとの結果を得ており、現時点では耐震基準を満たしているものと認識しております。

また、東日本大震災以降、町内の公共施設全般に対して新たな耐震診断を実施している状況にはないため、現時点で給食センターのみを対象とした再調査を実施する予定はございません。

3点目、近隣市町村の給食センターから給食提供を継続するための協力体制について協議しておく考えはあるかについてですが、今年の1月に仙南2市6町から給食提供の可能性について調査を行い、その結果、各自治体とも人員や設備、余剰食数には限界があること、また献立

やアレルギー対応の差異に加え、事故発生時の責任の所在が不明確になるといった運営面での課題などから困難であるとの回答を受けており、現時点では極めて厳しい状況にあると認識しているところです。

4点目、老朽化した給食センターで日々働く職員の安全について、町はどのように考えていますかについてですが、現在、学校給食センターでは、町職員4名、県の栄養教諭2名及び受託事業者23名の職員が勤務し、連携して運営に当たっております。

これらの職員がそれぞれの立場から、施設の日常点検を通じて建物等の安全確認を徹底するとともに、設備の不具合等があった際には町職員を中心に早急に対応を行っております。また、現場で受託事業者を指導する栄養教諭からの意見や、受託事業者の職員からの要望を踏まえた職場環境の改善にも努めておりますので、職員の安全は確保できているものと考えております。

5点目、調理業務が実施できなくなった場合の対応について、町と受託事業者間でどのような取決めがありますかについてですが、令和7年8月1日から3年間の学校給食調理業務委託契約を締結し、調理業務が実施できなくなった場合の対応については、お互いの瑕疵等による対応策について取決めがされております。

例えば、町は、必要があると認めるときは、業務の全部または一部を中止させることができること、受注者が中止に伴う増加費用を必要としたとき、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を町が負担しなければなりません。

逆に、受注者が業務を完了することができない場合、これによって生じた損害の賠償を町は請求することができる取決めとなっております。

○議長（平間奈緒美君） 山本由香里さん、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） まず、サブスクの件なんですけれども、紙おむつを使う子どもたちが各保育所で何名いて、その子どもたちを何人の保育士さんでお世話をしているかを教えてください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 紙おむつを使用するということで、基本的にはゼロ、1、2歳児ということでよろしいでしょうか。

まず、町内3つの公立保育所で申し上げます。船岡保育所につきましては、ゼロ、1、2歳児合計で50名、これは全体の園児の30%になります。槻木保育所26名、園児全体の27%になります。西船迫保育所32名、全体の園児の中で31%になります。ゼロ、1、2歳児の3つの公立保育所の合計が108名、この数字のデータは9月1日現在、最新のデータになります。全体の

施設数の割合で言いますと30%、およそ3割がゼロ、1、2歳児で主に紙おむつを使っている
と。

ただ、実際は3歳児、これはお子様の心身の成長に伴ってもあるんですけども、3歳以上
も使用しているお子様もいるということですけども、基本今申し上げましたのはゼロ歳、1
歳、2歳児でございます。

そのほかには、町内の私立の保育園がございまして、町内には今3か所ございます。3か所
につきましては、合計で申し上げますけれども、3か所合計で79人、私立保育園全体の定員に
対するゼロ、1、2歳児の割合が41%となっております。

次に、小規模保育施設が町内6か所ございます。そちらの合計が、こちら小規模は生後6か
月から2歳児までお預かりしている施設になりますので、これは全員が対象になりますけれど
も、現在82名になります。

そのほか、町外の保育施設に登園されているお子様もいらっしやいまして、2歳児で1名い
らっしゃるという状況で、トータルしますと、合計しますと、ちょうど270名になります。

なお、町内公立保育所の保育士が、3保育所合計で111名になっております。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 今、紙おむつをしているお子さんが、ゼロ、1、2歳児の中で、船岡
保育所だと50名のお子さんが、小さい子がいるということで、その子たちを実際にお世話して
いる、例えばゼロ歳児には先生が何名いて、1歳児は何名ということを確認したいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） すみません。今ちょっと手持ちにありませんので、今調べま
す。

○議長（平間奈緒美君） では、後ほどの答弁ということで。

ほかに再質問ございますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） あと、ゼロ歳児、1歳児、2歳になると、大分トイレトレーニングも
進んできて、お兄さんパンツ、お姉さんパンツで過ごす子たちも多くなってくると思うんで
すけれども、ゼロ歳児、1歳児は紙おむつを確実に使う子が多いんじゃないかと思っています。

それで、昨日、笠松議員の質問の中で、今答弁にもありましたけれども、紙おむつを使う子
と使わない子がいるということで、保育士さんの仕事が煩雑になってちょっと大変になるんじ
ゃないかということをお願いしたのですけれども、私の経験上、大体ゼロ歳児、1歳児、2歳

児、それぞれのクラスに保育士さんが2人いたと思います。2人ないし3人いた場合もありました。そうすると、先生たちはすごく子どもたちのことを親身になって見ていただいているので、持ち物一つ名前が書いていなくても、これは誰々君のだね、誰々ちゃんのだねということ把握できると思うので、仮にサブスクを使う子とそうでない子がいたとしても、すぐに頭に入って使い分けができるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 今、山本議員のほうから、実体験を基にお話いただきました。

その点も、昨日も答弁したのですけれども、公立保育所で導入している自治体がまだ2つのみということで、そこら辺も今後、実情なんかを把握して、その観点でもちょっと調査研究していきたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） さらに、その先生たちの負担ということで考えると、例えば今答弁の中にあったように、お母さんたちが各自、自分の子どものロッカーに紙おむつを入れて、常に5枚ぐらいあるという状況を保っているということなんですけれども、その作業を、例えば夕方子どもたちが帰った後に、サブスクの子のロッカーに5枚ずつ入れるということもできるかと思いました。

それから、例えばもっと保育士さんの負担を減らすというか、増やさないという意味では、お母さんがお迎えに行ったときに、翌日の紙おむつを自分の子のロッカーにサブスクの保管場所から持って入れれば、全然今の業務とは変わらないと思いますが、それについてどう思われますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 今、議員のほうから、紙おむつのサブスクを導入した場合のオペレーションの管理体制のお話ですけれども、具体的に今お話をいただいていたので、その点、現場の保育士も含めて調査研究、いろいろご意見を伺いたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） それから、2番の保護者や保育士さんから、紙おむつの準備や管理について特に声は聞こえていないということで、昨日の答弁の中でも、保育所の保護者会のあくまでも役員会の中でお話があったということで、特に不便は感じていないということだったんですけれども、例えば紙おむつを使っているというのは、ゼロ歳児、1歳児が主でしょうから、

そういうお母さんたちに直接というよりは、言いにくいときもあるので、ウェブのアンケートとかで、本当に率直な意見を聞くことはできないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 昨日の答弁では、保護者の役員会でのご意見ということで、特定の保護者からの意見聴取だったんですけれども、一応利用している全体のゼロ、1、2歳児歳児の保護者になるか、3歳以上も含めるかどうか、そこはちょっとこれから検討ですけれども、そのアンケートを取るということは、コードモンとか、そういったICTのシステムもありますので、そこも含めてアンケートの取り方、内容を含めて、保育士ともちょっと検討したいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） それから、保育士の皆さんも今のやり方で当たり前を感じていて、何か特に問題ないという感覚もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどう思われますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 当たり前というか、日常の業務でのことですので、そういった観点も、もしかしてあるかもしれない。そこも含めて、いろいろ意見を伺いたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） やっぱり何か実施している、導入している保育施設なんかを見学に行くときというのは、主任の先生だったり、所長先生だったり、そういう方が見に行くと思うんですけれども、紙おむつを使用しているお子さんを預かっている、実際に担当している保育士の先生が、そういうところを実際に見て、自分の教室でどんなふうに見えるかというのを見てもらう必要があると思いますけれども、そういうことはできないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 今、議員のほうからご提案いただきましたけれども、その内容も、現場の所長はじめ保育士と検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） それで、この質問をするに当たり、紙おむつの使用の値段とか、ちょっと計算してみました。8月中に柴田町の薬局のほうで、代表的な紙おむつ、パンパース、マミーポコ、グリーン、それぞれMサイズのパンツタイプのものの値段を確認してきました。そう

したところ、1枚当たりの値段が23円から28.5円でした。そして、1か月の登園日数を仮に22日と仮定して、昨日示されたサブスクの月額使用料金2,580円に当てはめて計算してみました。そうすると、8時半から15時半、いわゆる通常保育、7時間保育することになるんですけれども、1日4枚くらいかなと。母の感覚でいくと、7時間だと4枚ぐらい使用するんじゃないかなと思いました。そうすると、月88枚使用で、1枚当たり29.3円です。

次、朝は通常どおり8時半から6時、いわゆるなかよし保育の時間を保育したとすると、9時間半になって、6枚ぐらいじゃないでしょうかという感じがしました。月にしますと132枚使用で、1枚当たり19.5円です。

これが7時半から19時、朝の延長と夕方の延長保育まで利用して11時間半保育だと、1日7枚ぐらい使うはずだなと思って、月154枚。そうすると、1枚当たりが16.7円になりました。

保育時間が長くなれば、使用枚数も当然増えてきますので、長く保育されるお子さん、ご家庭については、割安になるなと思って、さらにお尻ふきも使い放題ということですので、それほど金銭的にはご家庭に負担にならないんじゃないかなと思ったところですが、これについてどう思われますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 詳細なデータありがとうございます。非常に参考になります。

おむつにつきましては、今まで聞いたご意見の中では、やはりお肌のデリケートなお子さんもいらっしゃるということで、相当使用する紙おむつには気を遣っているということもありますし、あとやっぱりサブスクについては、ゼロ歳、1歳、2歳で、先ほど議員おっしゃったとおり使用枚数も変わってきますし、だんだん年が上がっていくとトイレトレーニングの進捗状況によって枚数も違ってきますけれども、それによっても枚数は大分異なると。ただ、どうしても今の現在サブスクは同一ですので、定額ということですので、そこも含めて幅広くやはり意見は聞く必要があるのかなと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） おむつのメーカーや使用枚数によって、保護者の皆さんも、これは使ったほうがお得かなとか、いや損するなとかというのは当然ありますので、保護者の皆さんに決めてもらって、それぞれご家庭でお金をお支払いして使うということが、公平性が保たれるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 公平性の観点ということで、昨日もありましたけれども、や

はり皆さんが、あくまで保護者の方の任意での申込みということが前提になると今想定していますけれども、やはり多くの方が利用されればですけれども、ちなみに今県内で2つの自治体が行っておりますけれども、実はそこに直近のサブスクの任意での利用状況を伺ったのですけれども、一つの自治体では、ここは今年の7月にサービスを始めた自治体ですけれども、80%の親は利用していますけれども、20%は利用されてないと。あと、もう一つの自治体は4月1日、今年度にスタートした自治体については、申込率が4割、40%ということで、やはりその地域性もあるのか、施設の規模もあるのか、そこは自治体によって差があるということで、ただ2つの自治体だけのデータですので、そこも含めてほかの自治体がどんどん増えてくれば、そういったことの判断材料も出てくるのかなと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 地域差というか、そういうところで、大きいのかなとは思いますが、でも、ぜひ要望を聞いて、アンケートなりを聞いて、どのようにしたほうがいいのかというのを検討していただけたらいいなと思います。

それから、昨日の答弁の中で気になったのが、以前は使用済みの紙おむつを持ち帰っていたけれども、今は一括処分をしているので、前よりはよくなっているとありましたが、私のように10年近くも保育所の保護者をしていれば、以前はこうだったけれども今は楽になったねという感覚はあるかと思うんですけれども、大方あまりそんな方はいらっしゃらないような気がしますので、そこは何かやっぱり今通っているお母さんたち、保護者の方の負担軽減に取り組んでいただくことはできますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 生の声をありがとうございます。

昨日も保護者の負担軽減という話がありましたけれども、やはり町としてもお子様を預かる以上、保育業務をあずかる上で、保護者の負担軽減というのは、やっぱりこれは最大に取り組むべきだと話したと思います。

ただ、その保護者の負担という面から見ると大きく3つあると思うんですけれども、1つは日常の紙おむつのように、日頃の登園とか、あと今月末にはスポーツフェスティバルというイベントが、大きなイベントが各3つの保育所がありますけれども、そういった行事、遠足とかの対応ですね。そういった日常の保育業務での負担。

あともう一つは、やっぱりどうしても経済的な負担。今現在、2歳児までは保育料、給食、補食費も含めて負担をしていただいておりますので、さらにサブスクとなると、さらにまた経

済的負担が出るという、そういった経済的な負担が2つ目。

あと3つ目には、これは心理的な負担ということで、当然親であれば子どもの成長とか、子どもの接し方、いろんな悩みがありますので、そういったところも日常、常に保育士は耳を傾けて相談を受けているわけです。

そういったところで、紙おむつだけを見れば確かに負担になるのだけれども、それ以外の面で、町では最大限、保護者の負担軽減に対して取り組んでいるということもご理解いただければと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） ちょっと今の答弁の中で、経済的な負担というところで、紙おむつに戻るんですけども、紙おむつは自分が薬局に買いに行ってお金を払うのか、それとも保育所にお金を払うのかの違いだけです。物は手元に行きませんので、何かそこだけ取るとサブスクのほうが負担がないのかなという印象を受けました。いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） 今、議員とやり取りして、やはり実際に今子育てされている保護者の方に生の声を聞かないといけないのかなと率直に感じたところです。そこも含めて、今後調査検討していきたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 昨日お話にもありましたように、お試し利用もできるということでしたので、ぜひお試し利用も含めた検討を期待して、次に移りたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 子ども家庭課長、答弁漏れですね。答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） すみません、先ほど質問をいただいた各公立保育所のゼロ歳、1歳、2歳児、それぞれの保育士の人数なんですけれども、保育所ごとに申し上げます。船岡保育所、ゼロ歳児が4人、1歳児が4人、2歳児が4人です。計12人。槻木保育所、ゼロ歳児が2人、1歳児が2人、2歳児が2人、計6人。西船迫保育所、ゼロ歳児が3人、1歳児が2人、2歳児が3人、計8人。合計26人の保育士が対応しているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 山本議員、よろしいでしょうか。

○2番（山本由香里君） はい、大丈夫です。

○議長（平間奈緒美君） では、再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） では次、給食センターのほうに移ります。

給食が止まった場合、お弁当の協力をお願いするということでしたが、例えば長期間になっても保護者のほうをお願いするようになるのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 給食センターが給食の提供が昨年度みたいにできなくなった場合は、答弁にあったとおり、主食のご飯またはパンと牛乳、それはできるところは提供すると。それ以外のおかずの部分についてはやむを得ないということで、保護者の協力をいただかないと現時点では対応ができない状況であるということ、理解していただきたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） それでは、何か月もお願いすると。たとえおかずだけだったとしても、やはり保護者にとったら結構な負担というかになると思うんですけども、それも理解をもらうということよろしいでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） まず、長期間という期間がどのぐらいかというのはあるんですけども、町としては現施設のまず復旧に全力を注ぐということを第一優先として考えています。それが何よりも給食の復旧につながるということです、その間の保護者の負担がどうなのかということに関しては、今のところ、その長期間というのがちょっと分からないので、そのときになって教育長なり町長と相談した上で、町として決断をしなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 長期間、確かにどこが故障したのか分からないという状態で、昨年度の給食のときも、来週がどうなるのか、あしたはどうなるのかという状況の中、母親としてどきどきしたんですけども、ある程度、昨年度の場合は1週間程度で済んだのですが、これが2週間たっても原因が分かりませんとなった場合には、保護者にはどのように説明をされるか教えてください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） まず一つ、昨年度の1週間の給食の停止に関しては、町としてはかなり重く受け止めたところです。こういうことがないように、日々の点検を徹底するということが我々の責務であって、使命とも思っております。

また、保護者の通知に関しても、給食に何らかの不具合とか、故障とか起きた場合に、3つのポイントが一つあると思うんですね。一つは、原因究明の復旧、もう一つは学校運営をどう

するか、そして最後に保護者への周知と、この3つが3点セットで同時並行で当然考えなければいけません。当然、保護者に対しての丁寧な説明を速やかに行うことを心がけているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 昨年のお話を伺うと、前日、始業式の日には問題なく動いて、それで翌日、給食をいざ出すとなったときに故障が判明したという、何かぎりぎりのところでは大丈夫だったということを伺ったのですけれども、実際のところはどうだったのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 昨年の原因というか、前日までは問題なくお湯が出て、さああしたから調理が開始されますよという準備万端だったところ、8月20日に突然、何らかの原因でお湯が出ないということが判明したところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） そうすると、今までももちろん丁寧に使っていたかとは思いますが、何しろ築46年もたっている建物です。なので経年劣化は避けられないのではないかと思います、町としては不安ではないですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 築46年というのは、あくまでも建物は46年でありまして、調理器具等、設備等の例えば法令点検、耐用年数、そういったところをしっかりと表というかまとめて、日々の点検並びに更新、そういったところは今までも行ってきたところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） 築46年の建物ということで、設備としては更新しているということですが、古い建物に新しい機材を入れるということは、それだけ古い部分に負荷がかかるのではないかなと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 全く同意見でございます。古い建物に幾ら新しい設備が投入されたからといって、全てが満場一致で解決するとは思っておりません。当然、築年数並びに設備の耐用年数、それがセットでしっかりと維持補修を積み重ねて、初めて安全・安心な給食センターの維持管理に務まるのかなと。そういう意味では、築46年という施設の建物の重さというか、そういう意味では、町としては新学校給食センターの建設に向けてもしっかりと着手というか、推進に向けて動いているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（山本由香里君） 丁寧に使っていただいて、新給食センターについても考えていただいているということですが、今後やはり今の状況ですと、機材が故障して給食が突然止まってしまうことがあるかと思います。

それで、12年前ですか、今大学生の子どもが小学校に入るときの一入入学の際に、町の職員の方が小学校に来ていただいて、そのときは大河原町と村田町と合同で新しい給食センターを造りますよということを説明にいらしたと思います。今は、もうそれぞれの町で造っていらっしゃると思いますが、私たち保護者としたら、何か新しいものができますよというときよりは、今故障するかもしれないですよという説明を聞きたいと思います。

そうすると、その場で質問が、町のほうにお話しできますので、ぜひそういうふうな機会があったらと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 故障するかもしれませんよという説明は、町としては全く考えておりません。今ある施設を、日々の点検と、当然ながら安心・安全な給食を提供するのが責務であって使命であると。そういったことを考えれば、一人一人の給食センターに今勤めている調理員、さらには栄養士、そしてセンター職員、そして教育委員会、町という、全体でやはりチェックをしながら、小さな故障も見逃さないという意識で取り組んでいますので、そこはしっかりと議員さんご理解していただきたいなというふうに思っています。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） すみません、そういう言い方は失礼だったんですけれども、ただやっぱり現に急にあしたお弁当となったとき、やっぱり保護者の私たちはすごくショックを受けます。なので、そういうことが起こり得るというのは、薄々というか大分保護者も分かっていますが、やっぱりその辺については少し説明がほしいなという声が周りの保護者からも聞こえておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 周知については、故障した場合にお弁当の持参の協力を願うというのは、町としては今のところ先が分からない段階で周知はなかなか難しいのかなと。

一方、今ある施設を、これまでも修繕とか工事とかでいろいろ維持管理してきたので、特に自信を持って給食の提供をしているという観点と、もう一つは、やはり老朽化というか46年の古い建物を新しく給食センターの建設に向かって動き出すのだという、そういった前向きな明

るいニュースをぜひ町民には示していければなというふうには考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） ぜひ保護者としても、そういう説明が欲しいなと思っております。

それで、私は一保護者として、給食が長期間止まると正直がつくりします。昨年度の6日間も結構ああってなりましたが、我が家で給食を頂いているのは、今は1人になりました。多いときは4人給食を頂いていました。子どもたちがたくさんいるご家庭の負担は相当なものだと身をもって経験しています。

昨年12月の議会の答弁で、近隣の給食センターから余剰食数1,800食ということで、白石市と蔵王町からも提供をお願いしないと難しいのだという話は伺いましたが、やはりちょっと検討というか、交渉をしていただくことはできないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 近隣の市町からの協力体制は、確かに昨年度も質問があつて、説明して、今回も答弁書のとおり、やはり人員の配置並びに配送、そしてやっぱりアレルギー対策、そして何より事故が起きたときの責任の所在を考えた場合に、一担当者同士で決められることではないと。こちらにつきましては、首長同士の了解も必要ですし、かなりハードルが高いかなと。

相手方の給食センターの実態を見れば、1,000食も2,000食も多く提供食数を確保しているわけではありませんで、ぎりぎりのところで今運用しているところがほとんどです。そういったことを考えれば、現時点では難しいという回答も得ておりますので、現時点では近隣の協力はちょっと難しいのかなと。

町として、先ほどから議員が6日間でもかなり厳しいというか、確かに独り親家庭もいらっしやれば、経済的になかなか困難な家庭もいらっしやるし、子どもの人数が多いと。誰でも、保護者、今回の件については、町としてはかなり重く受け止めていることだし、大変申し訳なかったと謝罪をするだけです、昨年度につきましては。それがもう二度とないような形で、日々の徹底をしていくしかないということです。

一方で、本当に給食が提供できない場合に、あらゆる手法をやっぱり検討はしているのです。例えば、救給カレー、レトルトですけれども、そういったところは角田市とかほかの市町村ではストックしている、またはふりかけなんかもストックしているという情報も得ております。関東とか大きい政令指定都市なんかは、デリバリー方式を導入していると。ただ、それには宮城県では工場がありませんし、なかなか作ることも難しい。いろんな策は検討した中での今回

の回答としてご理解していただきたいなと。

ただ、だからといって我々は軽視をしているわけではなくて、むしろ重視していると思っていただきたいなというふうに思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） 分かりました。レトルトカレーとか、何かいろいろ今後もそういうものを探していただいて、ぜひ問題なく給食提供の継続ができるようにしていただきたいなと思います。

それから、職員の安全についてということなんですけれども、気になっているのは、最近のこの酷暑の中で、給食センターの中がかなり空調の効きがあまりよくなくて、大分暑いという声を聞きます。調理ですので、油を使ったり、スチームを使ったりで相当暑いようですが、調理スタッフのけがや熱中症など、何かそういう事故的なものの報告というのは町では把握していますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 特に熱中症に関しては、今年になって2人、ある程度調理が終わってからなんですけれども、熱中症っぽいという形で済んだのですけれども、そういったときは空調、エアコンがしっかり効いている部屋で休憩をさせた上で、2人とも事なきを得て普通に帰れたという報告は受けております。

また、空調設備の例えば故障とか、そういったことも踏まえて、今年、財政課の協力も得ながらスポットクーラーなんかも購入していますし、万全な体制を、常に調理員並びに栄養士からの意見も頂戴しながら、センターと教育委員会で連携し、そして町当局、いわゆる財政課とも話し合いながら、全庁的にやはりここは情報共有を図りながら進めていくというふうに思っています。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○2番（山本由香里君） 子どもたちとかが食べる姿を直接見られない調理の現場ですので、やっぱり働く環境そのものが調理スタッフにとってはモチベーションの支えになっていると思いますので、今後もぜひ労働環境のほうにも目を向けていただいて、子どもたちが笑顔で食べる給食を何か想像できる余裕のある環境でお勤めしていただけたらなと思うところです。

最後にですが、私の気持ちは、子どもたちのために早く新しい給食センターを建設することは望ましいです。たとえ今すぐ着手しても、完成までには数年かかってきます。保護者の私たちはいつも、いつまた給食が止まってしまうか、正直ちょっとドキドキしています。

ですので、現状についてしっかり説明をしていただきながら、新給食センターの建設に向けて考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 学校給食の意義をしっかりと我々は認識しなくてはいけないのかなど。そういう意味では、学校生活に欠かせない存在であるという一つのまず定義があります。さらに、学校給食としては、児童生徒の健康面、さらには生活習慣にも影響すると。最後には、学校の授業への影響、そして保護者の負担軽減、いわゆるこういったことが重要な役割を担っていると我々は認識していますので、それをしっかりと念頭に置いて、これからも給食提供に全力を尽くしていくという決意です。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。よろしいですか。

これにて2番山本由香里さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時45分再開いたします。

午後0時25分 休 憩

午後1時45分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4問質問いたします。

1 問目、**全国視覚障害者福祉大会決議の尊重を。**

今年6月に仙台市において、第79回全国視覚障害者福祉大会が延べ1,200名の参加の下、開催されました。大会宣言には、東日本大震災から15年が経過しても視覚障がい者の災害や防災に関する安全保障は一向に進んでいないこと、視覚障がい者に合った個別避難計画の策定を求めること、地方における視覚障がい者の移動保障の実現、ユニバーサルなデジタル機器の標準化等が挙げられました。

また、採択された大会決議は14項目に及びます。その中の地方自治体が早急に取り組むべき項目から、柴田町においても実現すべき点について、次のとおり提案します。

1) 大会決議は、「視覚障がい者の通院や買物、日常生活に係る移動の困難を解消するため、交通体制の早急な再整備を要望する」である。

柴田町では、はなみちゃんGOの合理的配慮を求める。現在は、町外の同行援護者の場合に同乗できない。援護者は町外の方でもオーケーとすること。また、より移動がしやすくなるように福祉タクシー制度を導入すること。

2) 大会決議は、「同行援護制度については、従業者養成の新しいカリキュラムの周知を図るとともに、事業所と従業者の確保、地域間で格差なく個人のニーズに合った支給量が得られるよう要望する」である。

町内には、同行援護者を派遣できる事業所がないことから、事業所と従業者の確保対策を早急に進めること。また、同行援護の資格保持者が有償ボランティアとして活躍できる環境を整えること。

3) 大会決議は、「各種災害に備え、視覚障がい者も利用できるハザードマップの提供、個々に合った個別避難計画の策定、配慮された避難所の整備を早急に実施するよう要望する」である。

町内では、個別避難計画の策定が遅れている。一人一人に合った個別避難計画の早期策定と、視覚障がい者に対する合理的配慮に基づいた避難所の整備を行うこと。

2 問目、災害時の優先避難所の増設を。

町内の優先避難所の収容人数は、2025年12月にスフィア基準に準拠し見直しを行った結果、不足しており、避難所の増設が必要ではないでしょうか。優先避難所まで遠いため避難できない高齢者からは、身近なところの優先避難所を望む声も上がっています。

令和元年台風第19号では、優先避難所である船迫生涯学習センターに避難者が殺到したため、収容し切れず、急遽、船迫小学校体育館を避難所として開設しましたが、満員で入れずに車中泊をした方もおられます。

そこで、次のとおり、優先避難所の増設を提案します。

1) 柴田高校を優先避難所とすること。

東船迫地区や若葉町住民が利用しやすい。柴田高校であれば、不足が懸念される槻木地区の住民も利用できるのではないか。

2) 仙台大学を優先避難所とすること。

総合体育館への避難集中を避けることができる。内水氾濫により床上浸水の危険がある下名生地区や西住地区の住民も利用できる。

3) 北船岡集会所優先避難所とすること。

北船岡地区住民から、高齢化が進み、船迫生涯学習センターまで移動できないため、近くの集会所に避難したいとの声を多く聞く。地域と共同で開設できないか。また、他の地区でも集会所を優先避難所への要望があれば協議すべきでは。

4) 今でも、災害時にどこへ避難すればよいのか、大雨時に車をどこへ避難させればよいのかが分からないという声をよく聞く。住民が迷う原因はどこにあるのか。また、スムーズに避難ができるようにするため、今後どのように取り組む考えか。

3 問目、住民との協働により、水害対策を一步前へ。

柴田町は、令和元年台風第19号により、床上床下浸水が約1,200棟に及ぶ甚大な被害に遭いました。間もなく7年となりますが、国が提唱している流域治水の考え方は浸透したのでしょうか。柴田町の水害対策を一步前へ進めるために、次のとおり提案します。

1) 流域治水の考え方に、ステークホルダーとして地域住民が含まれている。今後の水害対策は、行政だけで取り組むのではなく、住民を交えて協働すべきでは。

2) 第6次柴田町総合計画後期基本計画案には、194件のパブリックコメントが寄せられ、そのうち190件が水害対策に関する意見だった。令和元年台風第19号から3年半も経過していたが、それまで声を出せなかった被災者が、やっと声を出せた貴重な機会だったと思う。

現在、第7次柴田町総合計画の策定に向けて準備が進んでいるが、早い段階で、台風第19号で被災された皆さんとの意見交換を行うべきではないか。多数の床上床下浸水が発生した下名生地区や東船迫地区の方々は、これまで有志で集まり、被災してつらかった経験や今後の水害対策を考える話合いを行ってきた。また、疑問点を調査するため国の出先機関へ出向いたり、調整池の見学や他の自治体で話を聞いたり、町の出前講座を活用した学習会も行っている。さらに昨年は、阿武隈川水系河川整備計画変更の素案の説明会に参加し、意見を提出している。

7年にわたり住民が積み重ねてきた知見を今後の水害対策に生かすべきと考える。総合計画案を固める前に、被災した当事者の方々との丁寧な話合いを行うことを提案する。

3) 河川管理者は阿武隈川が国、白石川が宮城県となっているが、国、県は今後の水害対策について、柴田町に出向いて住民に直接説明をしていない。住民が国、県の考えをじかに聞くことや、被災の実態を知るために国、県の職員が被災者の声をじかに聞く場が必要である。その場として、国、県の出前講座の活用を提案する。

今後の水害対策を考える上では、被災していない住民も水害対策に関心を持つことができるような学習の場が求められる。出前講座を大いに活用すべきだと考える。

4 問目、「市民の図書館」から「市民と図書館の未来プロジェクト」へについて。

日本図書館協会は、2025年10月開催の図書館総合展のフォーラムにおいて、新たな時代の公共図書館政策を模索するため、市民と図書館の未来プロジェクトを立ち上げ、その活動の成果を基に新たな公共図書館政策論を提起していきたいと公表しました。

私はちょうどそのフォーラムに出席しており、どのような政策論が出てくるのかを楽しみにしていたところ、図書館雑誌2026年6月号に、特集「みんなで考え、つくり、育てる図書館の未来」が20ページにわたり掲載されました。プロジェクトメンバーはじめ、図書館職員や研究者、住民団体代表など9人が意見を述べています。

ある図書館員は、このプロジェクトの背景には、図書館の社会的価値の向上及び現在の図書館を取り巻く厳しい状況を打開するスプリングボードへの切実な要望が込められているとつづっています。

時代が大きく変化する中、図書館の在り方も、住民に信頼され役立つ図書館へと深化していくことが求められています。このプロジェクトに対する考えを伺います。

1) 柴田町図書館、柴田町は、このプロジェクトをどのように受け止めたのか。

2) 令和10年1月の新図書館開館予定へ向け、このプロジェクトが今後提起してくる公共図書館政策論は、図書館運営の最も大切な指針となるのではないかと。

3) 今年5月に開館した富谷市民図書館ユートミヤは、未来へ向けた図書館への好事例と考える。柴田町でも学ぶべき点が多いのではないかと。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。1問目から3問目まで、町長。4問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 白内恵美子議員、大綱4問ご質問いただきました。随時お答えを申し上げます。

大綱1問目、全国視覚障害者福祉大会決議の尊重についてお答えをいたします。

1点目、はなみちゃんGOの利用についてでございます。

これまで、はなみちゃんGOには町外の方の同乗は認めておりませんでした。視覚障がいのある町民の方の移動の困難を解消するための合理的配慮として、今後は柴田町外にお住まいの同行支援者の方も利用登録をしていただければ利用可能といたします。

また、視覚障がいのある方の移動については、本町では柴田町社会福祉協議会において、ふ

れあいネットワーク互助事業で移動サービスを提供しております。令和7年度実績では45名の方が登録し、そのうち視覚障がいのある方の登録は1名で延べ15回の利用がありました。

福祉タクシー制度については、今後の検討課題とさせていただき、まずは現行のふれあい互助事業の移動サービスのさらなる利便性の向上のために、社会福祉協議会と協議を行ってまいります。

2点目、同行援護者を派遣できる事業所と従業者の確保対策でございます。

本町の視覚障害者手帳所持者は、令和8年3月31日現在72名となっております。そのうち同行援護サービスを利用している方は2名です。また、同行援護サービスを提供する事業所は、近隣では白石市、角田市、岩沼市の4つの事業所がございます。

さらなる事業所と従業者の確保や同行援護の有資格者の有償ボランティアとして活躍できる環境整備については、利用される方のご意見も伺いながら、宮城県や仙南2市7町で構成する仙南自立支援協議会の会議等の場で情報共有を行い、事業展開を検討する事業所等があれば、本町としても積極的に協力をしてまいります。

3点目、一人一人に合った個別避難計画の早期策定と、視覚障がい者に対する合理的配慮に基づいた避難所の整備でございます。

4月1日時点で、本町の個別避難計画策定者は75名で、そのうち視覚障がいを持つ方4名が計画を策定しております。策定された個別避難計画については、いずれも声による誘導など避難の際に配慮が必要な内容となっております。

今後も1人でも多くの視覚障がいのある方の個別避難計画の策定に向けて、視覚障がいのある方の交流の場などを通じて、ご本人やご家族、関係者の方々に、個別避難計画策定の必要性についてご理解をいただくように努めてまいります。

また、避難所の整備については、音声による情報伝達を柱とし、視覚障がいがある方に配慮された避難所運営に努めてまいります。

大綱2問目でございます。災害時の優先避難所の増設でございます。

1点目、2点目、3点目につきましては、関連をいたしますので一括してお答えを申し上げます。

まず、職員を配置する優先避難所につきましては、現在、総合体育館、槻木、船岡、船迫の各生涯学習センター、農村環境改善センター、船岡体育館、西住公民館の7か所に加え、コロナ禍における過密対策として指定した槻木小学校、船岡中学校、船迫中学校の臨時優先避難所3か所を合わせた計10か所の体制を整えております。

災害が予想される場合、または災害が発生した場合には、全ての優先避難所を直ちに開設するのではなく、災害の規模や種類、時間の経過などを考慮するとともに、自主防災組織が自主的に開設する一次避難所では対応し切れなくなった場合などに、必要に応じて優先避難所の開設を判断していくことになります。

こうした状況を踏まえ、ご提案の各施設につきましては、次のように考えております。

まず、柴田高校につきましては、一次避難所や優先避難所では対応し切れない場合、または船迫地区の優先避難所が利用できなくなった場合に備え、町の二次避難所として位置づけているところでございます。

次に、仙台大学につきましては、白内議員ご提案のとおり、総合体育館への避難集中や、西住地区の町民の避難所としても有効活用できる可能性が考えられますので、船岡体育館の代替として優先避難所に指定できないか、今後大学側と前向きに協議していくこととしております。

最後に、北船岡集会所につきましては、これまでも第29B区自主防災組織の一次避難所として活用されている実績がございます。したがって、新たな優先避難所としては指定せず、現状どおり自主防災組織による身近な避難所としてご活用いただくことが適切であると考えております。

なお、一次避難所の運営主体は各自主防災組織となりますが、災害時には該当地区の住民にとどまらず、避難者を受け入れるべきであると認識をしております。この運用につきましては、区長会などの機会を通じ、改めて関係者間で認識の共有を図ってまいります。

4点目、町民が迷う原因はどこにあるか、スムーズに避難できるように今後はどう取り組むかについてですが、町民の皆さんが避難時に迷われる原因については、災害の状況や個々の環境によって様々であり、一概には断定できませんが、主に次のような要因があると考えております。

災害の種別によって、安全な避難所が異なる場合があることや、取りあえず最寄りの避難所へ行けばよいのか、それとも危険箇所を避けたルートを選ぶべきかという判断に迷いが生じることが挙げられます。

さらに、夜間や停電時、あるいは発災直後の混乱した状況下において、最新の避難所開設状況や混雑状況がリアルタイムで分かりにくいことも大きな要因であると認識しております。

今後の取組につきましては、こうした課題を踏まえ、迷うことなく安全かつスムーズに避難行動に移れるよう、引き続き出前講座などを通じたマイタイムラインの普及啓発や事前周知の強化に努めてまいります。

また、災害時には避難所開設、混雑状況などを、各種媒体を活用し、迅速かつ分かりやすく発信できるようしっかりと取り組んでまいります。

大綱３点目、住民との協働により、水害対策を一步前へでございます。

１点目、今後の水害対策は行政だけで取り組むのではなく、住民を交えて協働すべきではなつきましては、最初に流域治水とは、近年の気候変動による豪雨の激甚化に対応するため、河川の管理者だけでなく、地域社会全員で水害を防ぐという防災の取組の事です。

住民の役割は、行政任せにするのではなく、地域の一員として備える、ための各対策や避難行動を主体的に行い、被害を軽減させることが挙げられます。このことから、流域治水の推進に当たっては、行政によるハード・ソフト両面の対策に加え、地域住民の皆様が自分たちの地域は自分たちで守るという当事者意識を持つことが極めて重要であると認識しております。

水害に強いまちづくりは、行政の力だけではなし得ません。今後も、地域住民の皆様や関係機関としっかり手を携え、情報を共有しながら、共に考え行動する協働の流域治水を推進してまいります。

２点目、住民が重ねてきた知見を総合計画を固める前に話し合いをすることの提案につきましては、被災された住民の皆様が長年にわたり重ねてこられたご経験や知見は、本町の防災・減災対策を進める上で大変貴重な財産であると深く認識をしております。

一方で、総合計画は、町政全般にわたる総合的、基本的な計画である性質上、特定のテーマに絞った議論ではなく、町全体のビジョンや多岐にわたる意見を広く、あるいは包括的に伺う形式を取らざるを得ないことをご理解を願います。

これまでにパブリックコメントや住民懇談会などを通していただきました貴重なご意見や、被災された皆様が培われた知見につきましては、昨年度作成した内水ハザードマップにも反映させたほか、今後も地域防災計画の改定を含め、防災・減災施策の推進の中に引き継ぎ、反映させてまいりたいと考えております。

３点目、国、県の出前講座の活用についてですが、令和７年９月会議において、白内議員より同様の提案をいただきましたので、町では国、県に要望内容を伝えるとともに、出前講座を依頼しました。

国、県からは出前講座のメニュー紹介を受けましたので、行政区長連絡会議で情報提供を行うとともに、１２月号のお知らせ版に掲載し、全町民に対し出前講座の周知を図りました。

昨年からこれまでの実績について国、県に確認したところ、水害・防災に関する講座を、国の講座はゼロ件、県の講座は２件、合計２件の活用があったと聞いております。

今後も、行政区長連絡会議、お知らせ版に加え、SNSを活用して、広く周知を図ってまいります。

○議長（平間奈緒美君） 4点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（古積裕一君） 白内恵美子議員からの質問、大綱4問目、「市民の図書館」から「市民と図書館の未来プロジェクト」へについてお答えいたします。

1点目、柴田町図書館、柴田町は、このプロジェクトをどのように受け止めたのか、2点目、令和10年1月の新図書館開館へ向け、このプロジェクトが今後提起してくる公共図書館政策論は、図書館運営の最も大切な指針となるのではないかは関連がありますので、一括してお答えします。

公益社団法人日本図書館協会が立ち上げました市民と図書館の未来プロジェクトは、少子高齢化や人口減少、デジタル化の進展といった現在の社会環境の変化を踏まえ、これからの公共図書館に求められる役割や住民との関係性を問い直し、新たなビジョンを模索する非常に意義深い取組であると認識しております。

本町におきましても、図書の貸出しに加え、乳幼児期からの読書活動の推進、多様化・複雑化する行政課題と連携した情報提供、さらには地域資料の保存・活用など、社会情勢の変化に応じた各種サービスの展開に努めておりますが、時代のニーズに柔軟に対応し、住民の皆様の生涯学習や地域コミュニティの拠点として、図書館の果たす役割はますます重要になっていると考えているところでございます。

今後とも、本プロジェクトから発信される議論や提言、先進事例なども注視しながら、本町の地域特性や住民ニーズにしっかりと寄り添い、図書館サービスの一層の充実に努めてまいります。

3点目、今年5月に開館した富谷市民図書館ユートミヤは、未来へ向けた図書館への好事例と考える、柴田町でも学ぶべき点が多いのではないかについてですが、富谷市民図書館につきましては、民間活力の積極的な導入や、居心地のいい魅力的な空間づくり、さらには市民と協働したイベントやサービス展開など、まさに新しい時代の公共図書館像を体現されている先進的な施設であり、本町にとりましても大変参考となる好事例であると認識しております。

本町といたしましても、柴田町新図書館基本構想に掲げる基本理念「出会う つながる 未来を創る」の実現に向け、こうした先進地の優れた取組なども参考にしながら、柴田町らしい図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平間奈緒美君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に、全国視覚障害者福祉大会決議の尊重についてです。

はなみちゃんG Oが、一緒に行動する同行援護者も認められてよかったです。やっぱりこういう普通に考えれば当たり前のことが当たり前でなくなっていたということは、その都度やっぱり見直していく必要があるのかなと。前に言ったときは何か、ここでは言わなかったので、認めてもらえなかったんですけども、やっぱり大事なことだと思います。

はなみちゃんG Oはこれでいいのですけれども、福祉タクシーのほうも調べてみたのですけれども、仙台市では500円のタクシー券を60枚交付しているんですね。それで、柴田町のはなみちゃんG Oに幾らかかっているのかを計算すると、単純計算ですけれども、運行事業補助2,520万円、令和7年度です。延べ利用者数は1万3,662人。1人が1回利用するのにかかる費用は1,845円。これはもう本当にただ単純に計算しただけですけれども、本人は300円しか払っていませんが、かかる費用は1,845円です。それを考えると、例えば視覚障がい者がもっと利用しやすい福祉タクシーのほうが、町としても有効なのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 議員のおっしゃる金額だけで言えば、そのようなことも十分成り立つかと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 福祉タクシーというのは私もあまり調べていなかったんですけど、今回分かったのが、やっぱり介護タクシーとの違いというのは大分あって、本当に普通に自由度が高いというか、何にでも使える、もちろん同行援護者も一緒に乗れるわけです。そうすると、デマンドタクシーの場合は同行援護者の分もちろん利用料がかかります。視覚障がい者は2分の1になりますが、同行援護者の分もかかるということを考えると、福祉タクシーというのは本当に楽なんだなと。利用する側にとっては、金額面とかも含めて。

だから、ほかで使っているのは、半額ぐらいを福祉タクシーの利用権で賄っているのかなという感じなんです。ですから、そこを支援することで行動範囲がとてつもなく広がる、何の制限もなく行動範囲が広がるというのはすごくいいことかなと思うんですが、この福祉タクシー利用制度についてしっかりと考えてみませんか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 障がいのある方、それから高齢者の方の移動につきましては、いわ

ゆるドア・ツー・ドア、自宅の玄関から目的地の玄関までを希望される傾向があります。そういった意味で、福祉タクシーというのは、それらを実現するためにはかなり有効な手段なんだろうなというふうに考えます。

私のほうでも、仙台市以外でも実施している自治体の状況等を今後調査研究させていただいて、障がい者、視覚障がいの方の移動に、やはりこれは必要だということであれば、積極的に検討させていただきたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 次は、同行援護のことについてなんですけれども、私は昨年、実際同行援護というのは、例えば仙台市に行く場合どうしているのかというのを知りたくて、ついてったんです。視覚障がい者、当事者さんと同行援護者が腕を組んで歩いているんですけれども、その後ろからずっとついて、上杉にある視覚障害者情報センターまで行ってきたんです。船岡駅から東北線に乗って仙台駅に行って、そこから仙山線に乗り換えて東照宮駅に行って、そこから急げば本当は10分ぐらいあれば行くのでしょうけれども、視覚障がい者なので気をつけて歩くので15分ぐらいかけて行ったのです。

ですから、仙台駅の混雑した様子の中で同行援護者がスムーズにリードする、それから歩道もないようなところも、狭いところも歩いたりするんですけれども、もちろん段差とかもあるし、ある意味危険なところも、横断歩道もないようなところもあるんですけれども、本当に上手にリードするんですね。そして、見かけは2人で楽しくおしゃべりしながら歩いていますという感じなんです。だけれども、必要なときには、ここに段差があります、どのくらいですとかというのをきちんと言葉で説明しているんですね。それを見て、プロの仕事ってこういうことなんだなあと。だから、視覚障がい者にとって同行援護者がいてくれるというのはこんなにすばらしいことなんだなと思いました。

その日は、県内の視覚障がい者の大会に参加していたので、午前の部もあり、お昼も挟み、それから午後の部もあって、何だかんだ朝から夕方までの同行援護だったんですけれども、もうしっかりと視覚障がい者の方は安心して任せ切って、とても楽しんでいました。

ですから、やはりこういう思いをもっとほかの方にもしてほしいなと。今この制度を利用しているの本当に1人か2人なんです。そして、積極的に利用している方は1人だけなんです。でも、本来こんなにすばらしいものであれば、本当に仙台に一日行ってくる、いろんな大会に参加したり、自分もいろいろ例えば意見を言いたかったらそこでも言えるとか、そういうのを含め、それからコンサートに行くだとか、本当に好きなことに、買物したりとか、そういうの

も含めて自由に外出ができる。そのためのプロである同行援護者だと思うんです。

最近本当に分かったことが、同行援護者は柴田町の事業所ではない、常駐していないということでした。それで、やっぱり何も言わなければ増やすことはないと思うんです、事業所のほうも。さほど利用がなければ増やす必要はないということだろうと思うんですけれども、やはり視覚障がい者が利用するようになってくれば、どうしても必要になる。その前に、同行援護者がいてくれなければ利用ができないわけだから、やはりそこに支援をする。その資格、同行援護従業者養成研修の受講料は、あるところでは3万2,450円ぐらいということだったんですが、せめてこれを支援するので受けてもらえませんかという働きかけはできないものですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） まず、同行援護を行う方については、研修の受講が必須となっております。町長答弁にもありましたように、事業所は本町にはなく、近隣に4事業所ということで、その同行援護サービスを使われる方は、もちろん柴田町以外の方も使いたいと思っていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですね。そうした場合に、柴田町だけがその受講料の助成をするということになりますと、それはちょっとまた別のお話かと思いますので、町長答弁で申し上げましたとおり、仙南自立支援協議会とか、そういった場で情報を提供して、本町だけではなく、宮城県をはじめとした県内の自治体が同じような助成制度を検討するのが一番いいのかなというふうに思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それであれば、それを、福祉課長がリードしていただけますか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 各自治体と協調して、実施に向けて努力してまいりたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、実はこの同行援護の資格を持ちながら、実際に同行援護の経験がない方も町内には結構いらっしゃるんじゃないかと。私の知り合いでも、持っていますよという方が何人もいるんですけれども、実際には同行援護をほぼしたことがないのです。あと、家族の方ではいますけれども。だから、何かもったいないなと。

それで、さっきお話した、例えば仙台まで遠出するのではなく、町内で散歩をしたり、サークル活動に参加したりとかする比較的短い時間で、町内での参加であれば、経験を積んでいなくても資格は持っているという方が有償ボランティアとして活躍できないかなと思うのです。それを、仙南全体でというよりは、例えば町社会福祉協議会と連携して行うことはできないも

のでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 同行援護の資格といいますか、そういった研修を受けられている方が潜在的に町内にどれぐらいの方がいらっしゃるかというところは、私のほうでもまだその辺はつかめておりません。

ただ、有償ボランティアということで、福祉協議会のほうに登録をしていただいているというところは十分可能だと思いますので、その辺は今後、福祉協議会のほうとお話を詰めさせていただきたいと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 個別避難計画の作成の件なんですけれども、令和3年5月20日施行の災害対策基本法等の一部を改正する法律に位置づけられて、作成は市町村の努力義務となりましたけれども、柴田町ではいつ頃までに終了予定でしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 個別避難計画の障がいのある方の計画策定ということでお答えさせていただきますが、なかなかやはり策定が進んでいないというのは事実でございますので、現時点で終了年度を設定するというのは難しいものがあるかと思います。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 優先度の高い方については、障がいのある方、高齢者の方については、令和3年度から5年程度で取り組むよう国からは依頼がありました。今年度が、その5年目なのです。読んでみて、今年が5年目なんだと思うのですが、今お聞きすると進捗状況はあまり芳しくないということです。

それで、作成経費については、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など、1人当たり7,000円の地方交付税措置をすることになっているということなんですけど、これは利用しているのでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 個別避難計画策定においては、その辺の交付税の利用というのは、私のほうでは利用してございません。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私も初めてこういう文書を読んで、福祉専門職が参画すると国も少し応援すると。地方交付税措置だから、本当に来たかどうかはちょっと分からないんですけど

も、ただそういうふうにはなっているということなので、できれば活用するにこしたことはないんじゃないかなと思ったので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、2問目の災害時優先避難所の増設のほうですけれども、仙台大学については本当に立地的にもすばらしいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

柴田高校なんですけれども、先に一次避難所に行くというよりは、最初から行くほうが絶対楽なのです。東船迫の方だとか、新生町も含め、やっぱり台風19号で大変だった地域の方というのは、何せ東船迫地区の集会所が一番大変だったところを越えていかないと駄目なところなので、柴田高校辺りだととても、車も置けるし楽なんですけれども、もっとここは住民の方の声も聞いて、先に優先避難所にするというふうにはできないでしょうか。

今後、また台風19号と同じような事態が発生した場合、本当に避難所が足りないんですよね、船迫小学校区は。ですから、やっぱり分散させておいて、最初から行かないと、途中でもう移動はできなくなる。道路が冠水して動けなくなるとかもあるので、これは今すぐじゃなくていいですけれども、とにかく検討していただきたいところです。

車はあそこに置けるようになったというふうに喜んでいる人たちはいますけれども、実際に優先避難所になったら、もう最初から学センに行くのではなく、そちらに行くという方もかなりいらっしゃるかと思います。だから、地域との話合いの中で決めていったらいかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの白内議員のご提案というようなところなんですけれども、今の話を聞いても、そういうところもあるなと思うところあります。ただ、あそこは自動車学校の前の田んぼのところが早いうちに冠水してしまう、そういったところもありますので、その辺については慎重に検討していかなければいけないのかなと思うところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） どうしても早めに避難していないと無理な場所ではあると思うんですが、その代わり高台にあるので、その後は大丈夫ということだと思います。

それから、北船岡集会所なんですけれども、これは地域の方からとても強く要望されたのです。やっぱり地域の方というのは、一次避難所じゃなく優先避難所に行きたいわけですよ。それで、例えば北船岡集会所であれば、夏場であれば冷房がない。それから、段ボールベッドとかだって備えていないでしょうということで、安心なのは船迫学センだと思うんですけれども、ただすぐにいっぱいになってしまうので、特に本当に私も提案してよかったのかどうか分から

ないんですけれども、見直しを行った結果、ぐっと収容人数が減ったので、その分じゃあどこで収容するんですかといった問題が起きてくるわけです。だから、場所として増やさざるを得ないと思うんです。

それで、北船岡は、やはりあの地域では一番高齢化が進んでいる地域でもあり、地域でという声はあるんですけれども、それが全て地域だけに任されても困るんですよ。全部町職員がやってくださいではなくて、地域と連携して、どちらかといったらサブ的なというか、でも地域の自主的な避難所ではなく、もう少し優先避難所に近い形の避難所というふうにはできないものではないでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） ただいまの白内議員の優先避難所を増やしてほしいといった意見は、私としても増やしていきたいなというところはございます。ただ、財源的にも限りがありますし、それ以上に、優先避難所になりますと職員を配置して避難所の開設を準備をするというところがございます。

そう考えますと、やはり職員の人的配置、毎年度、先ほど町長が答弁しました10か所の優先避難所については、そういった避難所を開いたとき、どこの課のどの職員がそこにつくというようにことで指名してやっているところがございます。そう考えた場合に、災害対応につきましては、行政の場合、避難所運営のみならず、事業化にあっては実際の災害復旧、あとは罹災証明の発行等ございますので、増やしていきたいという気持ちはあるんですけれども、今のところ優先避難所の数、10か所を増やすという予定はできないというような回答になります。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 職員の人数を増やすことは、私もやっぱり無理だと思うんです。それで、地域の力をやっぱり利用しないかというか、協働で行う。せっかく自主防災組織ができていますから、そこを中心に、むしろ職員はちょっとしたアドバイスをするくらいというか、困ったときの手助けぐらいの感覚の避難所運営というのにも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。何から何まで職員がやるということは不可能ですから、できるだけ地域の方に動いていただく、それはとても大事なことだと思うんです。地域も本当に何でも行政任せと、それはないでしょうと。特に災害時は無理なんですから、そこは地域で訓練もして、しっかりとやっていくべきだと思うんです。

でも、必要な支援というのは少しはあると思うんです。幾らか予算がかかる。例えば、じゃあ北船岡集会所を優先避難所のサブ的なものにしましょうといったときに、今はまだ冷房がつ

いていない、それから段ボールベッドをじゃどうするとかというのも含めて、幾らか支援していくことで、あとはできるだけ地域でやってくださいよと、困ったときはもちろん声をかけてくれれば幾らでも相談に乗りますという形とかを取れば何とかやっていけるのではないのでしょうか。

これは、一つを言っていますけれども、もしかしたらほかの地域でも、自分のところでも、そこまでちゃんとやりたいとか思っているところはあるかもしれないんです。それは私もまだ聞いていないので、これからの問題として、もっと地域のほうで高齢者や障がいのある方が避難しやすい避難所運営にしていこうという、そこに向けて進んでいくことが大事なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 議員の考えのとおりだと思います。私自身も、今、白内議員が話したように、自分事として捉えてもらおうと、実際に想定して災害が発災した場合に、どう考えても行政職員だけでは賄い切れないというところが出てくるというのを想像してもらえれば、そうしたら自分たちの地域でやることだよねと。自分たち地域でやるということがどういったことが必要なのかというようなことを考えれば、自分事として、その地域事として考えてもらえれば、そういった要望を行政のほうに訴えてもらえれば、そこで同じラインに上がって話をしていつて、自主防災組織として必要なもの、必要な備蓄品以外にも準備できるのかなと思うところでございます。

○議長（平間奈緒美君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひしっかりと地域と話し合って進めていっていただきたいと思います。

それから、水害対策についてですけれども、災害時に命を守ることはもちろん当然ですが、住宅を守ることも大切です。家を建てるのは一般の人にとって人生で最大の買物です。また、住民の生命と財産を守るのが自治体の使命であることから、単に住んでいる場所が下流にあるのだから仕方ないでは済ませられません。水害対策は、柴田町の最大の課題であり、本当に力を入れるべき対策なのではないでしょうか。町長いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 白内議員おっしゃるとおり、町の責任として、やはり町民の人命を一番に、最優先に考えていかなければいけないというふうに思うところであります。

ただ、これまで令和元年の台風19号の被害から、全く住民の声を治水対策に生かしてこなか

ったわけでないわけでもございますし、また阿武隈川の防波堤の強化、あるいは川のしゅんせつ等で、国や県と連携してきて水害対策にも取り組んできたところでもあります。

ただ一方で、水害対策というのはご存じのとおり、まだまだ長い年月も必要ですし、また財政的な部分も大きいものでありますので、今進んでいる計画の下で順次進めていくこと、そして進捗あるいは町の考え方について、被災された方にしっかりと説明をしていくことが、まずは町としての責任かなというふうに考えております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町の責任とともに、国、県の責任もあると思うんですが、住民が直接聞く機会というのは本当にないんですよね。ですから、出前講座を私は提案しているのですが、もともとあるテーマに合わせる必要ないと思うんです。防災に関することだとか、例えば内水対策とか、こちらからテーマを決めて、これをお願いしますという形で出していくことが必要だと思うんです。

国、県を待つのではなくて、こちらから積極的に出ていく。この話を聞きたいです、国の計画どうなっていますか、柴田町では現状こうで、こういうことで困っているけれども、この内水対策はこれから国はどのようにしていくのですかということを、きっちりとやっぱり言葉で、対面で説明していただきたい。それをその場で、やはり大変だった方、被災して大変だった方が、どれだけつらい思いしたかということも、やはり心情も語ってもらうとかということで、やっと例えば国の職員の方も分かるんじゃないかと。被災した方の声を直接聞いていないと、なかなか想像がつかないというか、実際に話してみると分かることってたくさんあると思うんです。

ですから、機会をつくる。町は、だって大きな予算を水害対策に向けることはなかなか難しいわけですから、国がやらなければならないこと、県がやらなければならないことをしっかりとやっていただくためにも、行政だけでなく、大変だった方も一緒に参加してもらっての話合いの場を設けて、訴えていく。こういうことをやってほしいとかという声を、もう毎年毎年、嫌がられてもやっていくということが大事なんじゃないかなと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 答弁の中にもありましたとおり、国や県においても様々な出前講座を用意しておりますし、また恐らく町民から、こういった内容で話合いをしたいということであれば、都市建設課あるいは関係課を通して依頼をさせていただいて、そういった場を設けることが

できる可能性ももしかするとあるかもしれませんので、そういった機会を積極的には活用していきたいと思いますが、まず第一義的な部分としては、やはり過去の事例、特に近年でいえば令和元年の台風での被害を受けられた方のお声を私も直接先日もお伺いする機会がありましたけれども、そういった過去に起きた事実をしっかりと町としても受け止めて、それを国や県にもしっかりと治水対策の要望という形で働きかけていく、そういったことが必要なのかなというふうに思っております。

○議長（平間奈緒美君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 台風19号の被害は、本当に柴田町は甚大だったのですけれども、どうも国とかにつながっていないような気がして仕方がないのです。発行しているものを見ても、柴田町の被災数というのは出てこないのです。仙台市の千何百世帯は出ても、柴田町の1,200棟は出てこないのです。

ですから、やっぱり直接伝えることが大事だと思うので、住民からもこういう話を聞きたいとかは出していただくように私も働きかけますので、その際はぜひやりましょう。町長、いかがですか。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。町長。

○町長（石森靖明君） 国や県に伝わっていないのではないかという点については、恐らくそういった被害状況も伝わっているもので、柴田町に対して様々な治水対策、国や県の予算を使った、そういった対策工事もなされているのだろうというふうにも思っております。

いずれにしても、私もそうですけれども、過去の事例を先ほども申し上げましたとおり、事実をしっかりと受け止めて、今後進めていかなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（平間奈緒美君） これにて16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時41分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月3日

議 長 平 間 奈緒美

署名議員 10番 平 間 幸 弘

署名議員 11番 桜 場 政 行